

平成27年第3回定例会

# 長柄町議会会議録

平成27年 9月14日 開会

平成27年 9月14日 閉会

長柄町議会

## 平成 27 年長柄町議会第 3 回定例会会議録目次

|   |    |
|---|----|
| ○招集告示                                   | 1  |
| ○応招・不応招議員                               | 2  |
| 第 1 号 (9月14日)                           |    |
| ○議事日程                                   | 3  |
| ○出席議員                                   | 4  |
| ○欠席議員                                   | 4  |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名       | 4  |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名                     | 4  |
| ○開会及び開議の宣告                              | 5  |
| ○会議録署名議員の指名                             | 5  |
| ○会期の決定                                  | 5  |
| ○諸般の報告                                  | 6  |
| ○一般質問                                   | 8  |
| 鶴岡喜豊君                                   | 8  |
| 山根義弘君                                   | 20 |
| 池沢俊雄君                                   | 25 |
| 大岩芳治君                                   | 36 |
| 本吉敏子君                                   | 48 |
| ○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 62 |
| ○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 63 |
| ○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決                 | 64 |
| ○同意第 1 号の上程、説明、採決                       | 65 |
| ○同意第 2 号の上程、説明、採決                       | 66 |
| ○議案第 3 号～議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決         | 67 |
| ○議案第 6 号、報告第 1 号～報告第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 81 |
| ○閉会中の継続調査の申し出について                       | 94 |
| ○閉議及び閉会の宣告                              | 94 |



平成27年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月17日

長柄町長 清田勝利

1 期 日 平成27年9月14日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 川 嶋 朗 敬 君 | 2 番  | 鶴 岡 喜 豊 君 |
| 3 番  | 池 沢 俊 雄 君 | 4 番  | 三 枝 新 一 君 |
| 5 番  | 本 吉 敏 子 君 | 6 番  | 山 根 義 弘 君 |
| 7 番  | 古 坂 勇 人 君 | 8 番  | 関 民之輔 君   |
| 9 番  | 大 岩 芳 治 君 | 10 番 | 神 崎 好 功 君 |
| 11 番 | 星 野 一 成 君 | 12 番 | 月 岡 清 孝 君 |

不応招議員（なし）

## 平成27年長柄町議会第3回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成27年9月14日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)  
(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(株式会社千葉国際カントリークラブに対する権利の放棄について)
- 日程第 6 議案第 1号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第 3号 平成27年度長柄町一般会計補正予算(第2号)  
議案第 4号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第 5号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 6号 平成26年度決算認定について  
報告第 1号 平成26年度長柄町健全化判断比率について  
報告第 2号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について  
報告第 3号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について
- 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（12名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 川嶋朗敬君 | 2番  | 鶴岡喜豊君 |
| 3番  | 池沢俊雄君 | 4番  | 三枝新一君 |
| 5番  | 本吉敏子君 | 6番  | 山根義弘君 |
| 7番  | 古坂勇人君 | 8番  | 関民之輔君 |
| 9番  | 大岩芳治君 | 10番 | 神崎好功君 |
| 11番 | 星野一成君 | 12番 | 月岡清孝君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                    |       |                 |        |
|--------------------|-------|-----------------|--------|
| 町長                 | 清田勝利君 | 副町長             | 鈴木誠一君  |
| 総務課長               | 田中武典君 | 住民課長            | 蒔田功君   |
| 事業課長               | 池上了次君 | 会計管理者           | 松本昌久君  |
| 総務企画班長             | 内藤文雄君 | 財政管財班長          | 石井正信君  |
| 税務班長               | 若菜聖史君 | 保険住民班長          | 川島修君   |
| 健康福祉班長             | 三上清志君 | 産業振興班長          | 森田孝一君  |
| 地域整備班長             | 白井浩君  | 兼教育課長           | 佐川和弘君  |
| 学校教育班長<br>兼給食センター長 | 片岡正直君 | 生涯学習班長<br>兼公民館長 | 前川雅英君  |
| 農業委員会<br>農務局長      | 森田孝一君 | 監査委員            | 風戸不二夫君 |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |      |      |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 小林敬二  | 議会書記 | 安部吉輝 |
| 議会書記   | 山口二美代 |      |      |

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、苦労さまです。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成27年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。

1番 川 嶋 朗 敬 君

2番 鶴 岡 喜 豊 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月14日から16日までの3日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの3日間に決定しました。



---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者について、印刷してお配りしてあり  
おりです。

陳情が3件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、いずれも審議保留となりま  
した。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から平成26年度  
教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価について報告がありました。先日の  
説明会の際、お配りしてありますので、ご了承ください。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配り  
してありますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告で、平成27年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告を  
いたします。

平成27年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、8月25日に開会し、承認1件、  
各会計の決算認定案4件及び議案4件を審議し、同日閉会いたしました。以下、審議の結果  
をお知らせ申し上げます。

初めに、承認第1号でございますけれども、専決処分の承認を求めることについて（職員  
の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について）でございます。内容につきましては、平成27年4月から一般職給料表を平均  
1.8%引き下げるなど、千葉県人事委員会勧告及び茂原市に準じた改正を行うとともに、平  
成26年度から実施している給料月額削減措置を引き続き平成28年3月まで実施するもので  
ございます。承認第1号は原案どおり承認されました。

次に、認定案第1号でございます。平成26年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳

出決算の認定についてでございます。内容といたしまして、歳入総額52億3,389万2,523円、歳出総額49億8,109万6,034円の決算について認定を求めるもので、次の3会計ともども決算審査特別委員会に審査付託されたところでございます。

認定第2号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定でございます。内容につきましては、歳入総額1億3,889万2,213円、歳出総額1億3,156万943円の決算について、認定を求めたものでございます。

次に、認定案第3号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定についてでございます。内容は、水道事業収益52億506万506円、水道事業費用51億6,100万1,238円、資本的収入6億4,649万8,555円、資本的支出15億7,216万2,842円の決算について、認定を求めるものでございます。

次に、認定案第4号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定についてでございます。内容として、病院事業収益36億4,931万527円、病院事業費用36億3,614万2,226円、資本的収入2億3,905万5,000円、資本的支出3億6,422万7,303円の決算について、認定を求めるものでございます。

先ほども申し上げましたけれども、認定案1号から4号につきましては、決算審査特別委員会に付託されたところでございます。

次に、議案第1号 平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。内容は、平成26年度水道事業会計決算において発生した未処分利益剰余金23億7,410万9,138円は、会計制度の改正に伴い資本剰余金の移行処理によるもので、全額を資本金に組み入れるものでございます。議案第1号は、原案どおり可決されました。

議案第2号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）でございます。内容は、長生病院の駐輪場及びガス制圧設備用地として借地しております284㎡を取得するに際し、買収価格を決める目安とするため、不動産鑑定評価を実施するための経費15万7,000円を増額するものでございます。議案第2号も原案どおり可決されました。

議案第3号 教育長の任命につき同意を求めることについて。内容として、欠員となっております教育長に内田達也氏を任命するものでございます。議案第3号も原案どおり同意されました。

次に、議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。内容は、欠員となっております教育委員会委員に町田義昭氏を任命するものでございます。議案第4号

も原案どおり同意されたところでございます。

また、この会議に先立ち、今回、新たに議員の変更がございましたので、新議員の紹介がございました。まず初めに、3月20日に就任いたしました茂原市議会議長職の議員として森川雅之議員、茂原市議会選出議員として腰川日出夫議員、初谷智津枝議員、5月7日に就任として長南町議会議長職議員、板倉正勝議員、長南町議会選出議員、松野唱平議員、8月6日の就任といたしまして、長柄町議会議長職議員、月岡清孝議員、長柄町議会選出議員、私、池沢俊雄が、皆さんにご紹介されたところでございます。

なお、今定例会におきまして、茂原市の森川雅之氏、茂原市の議会議長でございますが、組合副議長に選出されました。

以上が、平成27年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の諸般の報告でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、趣旨を整理され、簡潔に述べられますようまた通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一般質問においての再質問は、2回までで終わるよう、ご協力をお願いいたします。では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

---

#### ◇ 鶴岡喜豊君

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしく願いいたします。

傍聴人の皆さん、改めましておはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。私

は、傍聴人の皆様が議会を傍聴に来てよかったと思う、そういう議会にしたいと思いますが、何分、私自身が初めての議会で、聞きづらい点があるかと思いますが、どうかご容赦願います。また、私を議会議員に選出いただき感謝しています。そのために、私は、ぶれない、こびない、偽らない議会議員になることを約束いたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

最初に、私が後援会活動をしているとき、茂原長柄スマートインターチェンジ事業の茂原市と長柄町の負担割合が五分五分であると町民から聞きました。それは本当でしょうか。もし、負担割合が五分五分であるならば、何を根拠に五分五分になったのでしょうか。私を初め町民の皆さんに説明してもらいたいと思います。

例えば、長柄町の水道事業の負担割合でございますけれども、標準財政規模、責任水量、給水戸数、使用水量、建設工事費等を根拠にし、平成26年度の負担金は、茂原市は約2億1,300万円、長柄町は約2,800万円です。比較をしますと1対8です。

町執行部からは、私が議会議員になる前に当時の議会議員に説明し、五分五分であると了承を得たと聞きました。しかし、一番大事な町民の皆さんに説明したのでしょうか。茂原長柄スマートインターチェンジができるのは知っていますが、負担金割合が五分五分であるとは知らない町民がほとんどで、私が五分五分であると説明、話をしたとき、財政規模、利用割合を考えると、町民の皆さんは不審に思いました。だから、私は、公約には上げておりませんが、町民のために今日一番の質問にこれを上げたわけでございます。

また、知ってのとおり、私は議員になったばかりですので、茂原長柄スマートインターチェンジ事業に決して反対しているわけではございません。長柄町にとって、たくさんのメリットがあり、いいことだと賛成いたしますが、茂原市と長柄町の負担割合が五分五分であるということに納得できないのです。

既に、協定書を締結し、事業を執行していると思いますので、茂原長柄スマートインターチェンジ事業の負担割合五分五分であると私一人が反対しても無駄だと思います。町民の皆様へ負担割合の説明責任を果たし、透明性を向上させるためにも、全体の事業計画及び事業費、茂原市、長柄町の支出の金額等を説明してもらいたいと思います。

また、長柄町にとってこれだけの事業です。補助金も当然あると思います。予算割合、計画路線図等、広報ながら等に掲載し、町民に周知すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

傍聴人の皆さん、ここから私の全ての質問を続けて行い、全ての質問が終了してから、執行部よりそれぞれの質問に答弁をいただくのが、現在の長柄町議会の一括方式です。しかし、

ここで町執行部より茂原長柄スマートインターチェンジ事業の負担割合の答弁をいただき、1つの質問及び答弁が終わってから次の質問を行うのが、私が後援会活動、選挙運動で訴えてきた、わかりやすい議会にするための一つであります一問一答制でございます。長柄町の現在の議会、一般質問は、インターネットでは一括方式で掲示をされているのに、長柄町の広報には一問一答制で掲載されているという矛盾があります。長柄町の広報に、わかりやすくするために一問一答方式で掲載しているのならば、実際の議会の質問の形式も、わかりやすく中身の濃いものにするために、町執行部の考えはいかがでしょうか。

〔「議長、もうやめさせろ」と呼ぶ者あり〕

山根さんですね。なお、この一問一答制については、現在長柄町の議会の傍聴人に説明するために言った、急遽質問に入れたもので、一般質問通告書に通告していませんので、執行部より答弁がなくて構いません。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君、すみません、一般質問の内容です。

○2番（鶴岡喜豊君） 今言ったとおり、一般質問通告書に提出していませんので、結構です。

○議長（月岡清孝君） そのことは、まず、こちらのほう、質問のほうだけお願いいたします。

○2番（鶴岡喜豊君） はい。そういうことですので、ここでやめさせてもらいますけれども

〔「今のは議事録から削除してもらいたいですけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 今、関議員のほうから、議事録から削除……

〔「ちょっと待って、議会の一般質問だから手を挙げないで、許可を得ないで言ったものを議長が取り上げるというのはおかしいですよ。それはやめてください。誰でも手を挙げちゃうんじゃないですか、みんなそこで」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） では、ここは鶴岡喜豊君の一般質問になりますので、鶴岡喜豊君、ここは通告どおりの質問でお願いいたします。

○2番（鶴岡喜豊君） 私ごときでもめて、大変申しわけございません。

それでは、次の質問に入らせてもらいます。

次の質問ですが、それは長柄町の人口問題です。

鶴岡喜豊後援会の討議資料にも掲載しましたが、長柄町の人口は、平成14年に8,660人でしたが、平成26年には7,586人と、約10年で1,074人減少しました。長柄町の人口は、日本創成会議の推計では、22年後に4,993人となり、消滅可能性都市になると掲載されており、私

は、この10年間、町執行部は無政策ではなかったのかと考えております。町執行部は、長柄町の人口を増やすためにどのような政策をとってきたのか、具体的な政策を説明してください。

私は、人口を増やす一つの政策として、長柄町には有効な土地があるので、都会から帰ってくる子供たちに町内に家を建築してもらうために、また人口を減らさない政策として、兄弟がいて、弟が長柄町を転出する、町外に家を建築するならば、町内に家を建築してもらうために、分家などするとき、町から補助金が交付できないか。また、補助金が無理であるとするれば、長柄町の商工会に加盟している事業所には、たしか借入金に利子補給の制度があるかと思えます。家を建築した町民に借入金の一部利子補給をする制度は政策として制定できないのでしょうか。

長柄町に家を建築すれば補助金が交付される、長柄町に家を建築すれば借入金の利子が補給される、そういう話題性に富み、長柄町の人口増に結びつけることはできないでしょうか。

また、各自治会で空き家がかなり目立ちました。このような空き家も行政が調査して、登録管理し、執行部が都会から田舎へ移住してくる人、また長柄町に帰町する人、町内で結婚して住宅を求めている人など、空き家を希望に応じてリフォームして賃貸するなど、あつせんする担当部署を設置して、積極的にできないでしょうか。

去年9月議会で、清田町長は、前年度より空き家バンクや空き家改修費補助金、住宅リフォーム補助金を制定し、12件160万円の実績があり、定住政策として一定の効果があつたと答えていますが、何人の定住につながったのでしょうか。これらの補助金を受けた町民は、補助金を受けなかったら、町外に転出したのでしょうか。私の考えている定住政策とはちょっと違い、これらの政策はトイレの改修、お風呂の改修など、生活環境改善政策だと思えます。

また、私は、清田町長より農村青年等結婚相談員に選任されました。私なりに結婚問題に取り組んでいきたいと思いますが、結婚問題なども専門に取り組む専門部署を設置できないでしょうか。私の提案を長柄町の目玉にして、ほかの仕事と兼務ではなく、専門に取り組む担当部署を設置して、人口問題、結婚問題に一生懸命取り組む職員を育てることはできないでしょうか。

次に、私が今回の選挙で公約として上げた長生広域の水道料金の見直しです。

長生広域の議会議員に立候補しましたが、残念ながら、議員による投票の結果、数人の支持を得ましたが、選出されませんでした。長生広域の議会議員に立候補したときも話をしま

したが、針東と針西の水道料金は違うのです。ほかにも町内に何カ所かあります。これについて、私は役場を3月31日に退職した後、4月2日に水道部に向け、5月、6月で訂正し、猶予期間を設けて、長生郡市の集会所を10月1日より全て同じ料金にすると約束を取り付けましたが、私にできるのもここまでです。

なぜ、このようなことが起こるのか。それは水道料金が用途性を採用しているからです。針東と針西の審査をした職員が違い、職員の主観で決められているから水道料金が違ってしまふのです。そして、昭和55年から長生広域による水道事業を実施してきて三十数年たっております。大勢の担当職員が条例に沿わず、自分の主観により用途を決めています。そのために不平等な料金体制になったのです。

長柄町を初め長生郡市では、まだまだ不平等な水道料金があります。私は41年の行政経験を生かし、議会に反映させると選挙で訴えてきました。長生広域の議員になれなかった私にはもうできませんが、長生広域の水道料金の用途性の廃止は、長生広域の議会議員になれなかった私ではなく、長生広域の副管理者であります清田町長にお願いし、長生広域の議会ではなく、長生広域の管理者会議で用途性の廃止を提案していただき、水道料金の見直しをお願いしたいと思います。町長及び長生広域の副管理者であります清田町長に提案していただけるかお聞きします。

次に、役場の大課制です。

私は、これは人件費の削減のために聞きますが、本当に人件費の削減になっているのでしょうか。例えば、現在の事業課です。事業課長、地域整備班長、産業振興班長と管理職が3人います。以前でしたら、地域整備班長が建設課長、産業振興班長が産業課長の管理職は2人でした。大課制により管理職手当が1人分多くなり、決して人件費の削減になっていないと思います。そして、何よりも悪いのは、〇〇係長という係長の職名がなく、主査という職名で、町民から見ると業務の担当が大変わかりづらいという声を聞きました。町執行部といたしましてはいかがでしょうか。

私は、役場で初めて係長の辞令をもらったときなど、やっと係長になったとうれしく、責任を持って頑張ろうと誓ったものですが、今の職員は、責任感も薄く、士気も上がらず、張り合いもないと思いますが、いかがでしょうか。

また、地域整備班などという名前は、長生地域整備センターの名前をまねてつけたのではないのでしょうか。私は、水道部出向のときに、この長生地域整備センターという名前で長生地域整備センターの管理課長と一もめました。この名前の印象は、業務範囲がかなり広く、

そういうイメージです。土木・建設に合わないとは思っていました。森田知事が当選し、すぐもとの名前の長生土木事務所に戻りました。私は役場の課制を廃止し、班制をなくし、町民の皆さんにわかりやすい、担当係員がいて、係長、課長補佐、課長という組織でよいと思います。いかがでしょうか。

大変申しわけございませんでした。これをもちまして、2番、鶴岡喜豊の1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 一般質問の冒頭に当たり、一言申し上げたく存じます。

去る10日の台風18号がもたらした、このたびの大雨は、これまでに経験したことのないものであります。茨城県では、河川の決壊などにより、甚大な被害が発生いたしました。今までの記録をはるかに超える範囲の地域が浸水し、多くの住民の皆様が被災されました。ここに被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を心から祈念いたします。

それでは、鶴岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の茂原長柄スマートインターチェンジ事業の費用負担割合についてのご質問でございますが、さかのぼりますと、本事業は、平成15年から1市1町で、ともに力を合わせ実現しようと、当時の茂原市長と成嶋前町長のお二人の熱い思いから、追加インターとして要望活動が開始されました。

国土交通省や財務省など関係機関への要望活動を初め、数次にわたって関係部署との新インター勉強会を経て、平成24年1月によりやく茂原長柄スマートインターチェンジ地区協議会が発足となったものでございます。

そもそもスマートインターチェンジは、一般的な政策インターとは違い、直近の県道や市町村道に接続することを可能としており、当初、本スマートインターチェンジも力丸地区から茂原市二宮小学校へとつながる市道への最短のアプローチを想定しておりました。費用負担につきましては、共同事業者ということに加えて、長柄町道の利用者がそのまま直接インターに入れるランプの位置であることなどから、費用負担は五分五分としてスタートをいたしました。

そこで、現在の計画はということになりますが、議員もご承知かと思いますが、そこから真名交差点まで、いわゆるアクセス道路の部分約600メートルを加えた事業計画となっております。これらは地区協議会において地元安全対策を第一とし、現市道への接続ではなく、



原則として茂原街道からのアクセスとすべきと、そういう意見から計画変更され、延伸となったものでございます。

これを受けて、町としては、現道から先のアクセス道路については、完全な茂原市内の市道であることから、負担割合の再考を再三にわたり協議をいたしました。しかしながら、県道交差点及びその周辺影響範囲にかかわる事業費を県が担っていただけること、加えて、国交省所管の補助事業で実施できることになり、結果として、本町の実質的な負担額が1億円前後と事業規模に比して非常に少額となることを見込めたこと、あわせて茂原市の将来にわたっての負担額について、二宮地区内を通る市道の安全対策、また改築などに要する費用で数億円、完成後のアクセス道路の舗装修繕や区画線その他の維持管理も、10年間当たり、恐らく数千万以上かかること、そしてこれら完成後将来にわたっての維持費などは、茂原市の負担であり、本町の負担するものはないということ、これらのことから、本事業の特殊性などを鑑みて、政治的判断として「五分五分」の協定が取り交わされたものと認識しております。

なお、本件につきましては、昨年1月の議会説明会でご説明申し上げ、ご理解をいただいたところでありますことを申し添えさせていただきます。

何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の人口増対策についてですが、ご承知のとおり少子高齢化による人口減少の波は、本町に押し寄せております。

町では、平成23年度から10年間の第4次総合計画を策定し、総合的に町づくりの望ましい姿とこれを達成するために必要な施策の大綱を定め、計画的な行政運営を現在進めておるところであります。

この計画を指針とし、社会情勢や町民意識の変化など時代の潮流を捉え、対応していくことが人口増対策も含めた総合的な対策と認識しております。

また、総合計画や実施計画をより具現化すべく、私の公約にも掲げさせていただきましたが、高校生までの医療費の助成、子育てスタート支援金事業などを初めとした子育て支援、また中学生の海外研修事業や小中学校への空調設備、通学弱者対策など教育の充実、3点目には、インフラ整備と活用について圏央道スマートインターチェンジの早期完成と活用に向けた道路網の整備に取り組んでいるところであります。

これらの施策を総合的、効果的に進めることが、人口減少問題解決への第一歩の方策と考えておりますので、今後も各審議会等において皆様からご意見をいただきながら、さらには

現在取り組んでいる地方総合戦略においても、新しい町づくりの方向を定めて、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の水道料金の見直しについてですが、水道事業については、広域組合で共同処理している業務であります。議員のご意見については、今後、検討の必要性があるかどうかも含めて、広域組合の担当部署への連絡をいたします。

4点目の役場組織機構の見直しについてのご質問ですが、昨年の定例会の際においても、山根議員のご質問にお答えしたところでございますが、現在の大課制については、平成18年当時から市町村合併等も見据えた第4次長柄町行政改革大綱に位置づけ、住民の多様なニーズに柔軟に対応するために、簡素で合理的、かつ縦割り組織の弊害を解消し、機能重視の機構に改め、行政の総合力の向上を図るため、平成20年度から大課制としているところであります。

実施から7年が経過し、行政改革の観点から一定の効果をおさめたものと理解しております。しかしながら、市町村おのおのが現在の社会情勢を見据え、行政ニーズに的確に対応するためには、組織について適宜見直しをする必要があると考え、次期行政改革においても組織機構の見直しをしたいと考えております。ぜひとも議員のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、鶴岡議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） まず最初ですけれども、インターチェンジの五分五分の件なんですけれども……

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君、起立してお願いします。

○2番（鶴岡喜豊君） インターチェンジの五分五分の負担割合の件なんですけれども、町長のほうから、負担金の根拠というよりも、政策上1市1町で始めたということで、交渉の中で決まると、そのように受けとめてよろしいんでございましょうか。

それで、町としましては1億円ちょっとだからという話でございましたけれども、全体の事業費はどのくらいなんでしょうか。

そして、私が最後に申しました住民、町民の皆さんに周知するために、それこそ1億円ちょっとじゃなくて、全体事業費とか、どのようにアクセスさせるとか、そういう計画路線を広報等に載せて住民に周知する、そういう考えはないんでしょうか。

それと、次の人口問題でございますけれども、総合的に具体的な政策を決めていくと言い

ましたけれども、総合的じゃなくて、私、補助金を出すとか、利子補給をするとか、具体的な政策を述べましたけれども、そういう政策についてはご検討いただけないのでしょうか。

あと、水道料金でございますけれども、まだまだ昭和55年からになりまして、それぞれの職員が主観性を持って、条例に基づかないで用途を決めています。用途制というのは、私、水道部に出向して、本当によくないと思いました。料金がばらばらでございます。質問の際言ったと思いますけれども、針東と針西、隣部落でも集会所の料金が違うわけでございます。そういうところが、長生郡内になればもっともっとあるわけでございますけれども、担当部署にどうのこうのじゃなくて、管理者会議というものが当然あると思いますけれども、1市5町1村ですか、集まったときに話題に取り上げてもらえないのでしょうか。

あと、大課制の問題ですけれども、一定の機能をなしてきたというご説明を受けましたけれども、この大課制というのはまだまだ続けていくのでしょうか。その辺です。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 初めに、全体の事業費についてということでご質問だと思いますが、これまで議会の説明会等でも申し上げてきた数字、いわゆる国のほうに連結許可を得る段階で、計画書として認めていただいた数字といたしましては、茂原長柄スマートインターチェンジ総事業費で29億6,000万円という事業費で動いております。これは議会のほうでも数字としては出ております。そのうち、日本高速道路保有・債務返済機構並びに東日本高速道路株式会社、いわゆる国のほうの事業でやっていただく分が約21億円となっております。それが当初の計画の数字でございます。残りが茂原市、長柄町が負担をする、いわゆるスマートインターチェンジのアクセス部分、料金所から現在としては真名の交差点に向かっての部分になるわけでございますが、その部分につきまして、残り、今の差し引きですと8億6,000万円という数字になるかと思います。

町長の答弁からも今ございましたけれども、8億6,000万円という数字は非常に大きな数字でございます。ということで、再三にわたって協議ということで、ご質問にもございましたが、やってきたところですが、その中で一番大きなウエートを占めるのではないかとこの部分につきましては、真名の交差点の十字交差部分、県道においては茂原街道約200メートル強になるのではないかと思います。右折レーン、付加車線等の改築、それから橋梁に関するもの、一部河川も考えられるかと思います。そのようなことの大きな工事がかかる、この部分について、いわゆる千葉県のご協力をいただくということが大前提であるので

はないかということで、1年近く一緒になって協議を千葉県ともしてきたところでございます。

先ほどの答弁にもう一回戻りますけれども、そのようなこと経緯があつて、千葉県のほうで協力をしていただけるということになったために、そのお金が非常に大きなお金です。で、約3億円を超える、4億円近いのではないかということですが、3億円を超える事業費ぐらいが県道交差点部分で見込めるということになります。残りの部分が、差し引くと4.何億円という形になろうかと思いますが、そこに、答弁にございました国土交通省所管の国庫補助によりまして、55%の補助金額、残り45%の2分の1が本町の負担額ということになるということから、答弁書にもございました1億円前後という数字が出てくるということで、全体の29.6億円の事業に対しまして、本町の負担1億円前後ということで、全体に比してということでもありましたけれども、そういうことが最終的には政治的な判断ということとさせていただきますという答弁だったというふうに認識しております。現在もそういう形で動いているというところでございます。

それから、広報についてということでご指摘いただきましたけれども、25年12月に基本協定書を茂原市と長柄町で締結をいたしました。その翌年の1月17日に、議会の説明会ということでお時間を頂戴いたしまして、本件についてご説明をさせていただきました。ちょっと私記憶なんですけれども、協定書締結をしたよという形のものについては、多分その1月だったか、2月だったか、そのぐらいのときの広報に、茂原長柄スマートインターチェンジはこうやって進んでいるということで広報させていただいたところでございます。

議員のご指摘の費用負担割合五分五分とか、その辺の具体的な数字的なこととか何かは、その中には含まれておりません。こうやって事業が進んでいますと、これから進みますという内容のものであったというふうに記憶しております。費用負担云々について、議会のほうともこれからもさまざまな変更等の事由が考えられますけれども、その点につきましては、議会のほうにご説明を適宜させていただきながら、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 2点目の少子化対策でございますが、先ほど議員ご提案された、分家の際に補助金を出したらいかかということと、商工会の利子補給などの方策によって定住を図ったらいかかということをおっしゃられたかと思いますが、これにつきましても、現

在、総合計画策定審議会では総合計画の後期基本計画、また地方版総合戦略を策定しまして、来年3月には完成する予定でございますので、その中に有効な定住対策として、議員の提案も含めて検討させていただきたいと考えております。

- 次に、広域の針東と針西の水道料金が違うじゃないかというお話でございますが、これにつきましては、あくまでも、先ほど町長が言われたとおり、広域の事務分掌になりますので、広域の担当部署に伝えて、広域のほうで判断をしていただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 2回目のご質問の最後でございます。

大課制の見直しについてのご質問でございますが、これにつきましては、先ほど町長も答弁させていただきましたが、今年度、この組織の見直しについては検討しているところでございまして、新年度、平成28年4月の時点で、その見直しを行い、執行していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。起立して、マイクを自分のほうに向けてください。

○2番（鶴岡喜豊君） 質問している私自身が、一括方式であっちに飛んだりこっちに行ったり、ごっちゃになっておるんですけれども、これが最後の質問になりますよね。

○議長（月岡清孝君） はい。

○2番（鶴岡喜豊君） スマートインターの件なんですけれども、もう根拠はなしで政治判断ということで決まったということで、1億円前後だからいいだろうということで、私もいろいろと長柄町のためになるということで賛成いたしますけれども、あと最後に、広報等の話ですけれども、協定を結んでそういうふうに進んでいるというものは載せたということですが、私が広報に載せて住民に周知というのは、県道があつて、インターがこうやっつながつて、こっちからも長柄町への道ができるよとか、そういう全体計画図、金額も、お金もそうなんですけれども、人間を絵を見て初めて納得すると思うんですけれども、将来道がこうなるんだよという、そういう絵というか図面をですね、計画路線、それを広報等に載せてもらえないかということなんです。

それと、総合計画で来年3月ですか、いろいろ人口問題等を検討していただくということで、私どもの政策、一生懸命それこそ選挙に出るに当たって考えましたので、ぜひ検討の中に入れてもらいたいと思います。

あと、内藤班長ですか、水道料金どうのこうのとありましたけれども、集会所の水道料金、

針東と針西の水道料金が違うものについては、よく聞いていましたか、4月2日に言って、5月、6月で直して、10月1日より長生郡内全部集会所については統一するという約束を得ていますので、私が反対しているのは、あくまでも用途制なんです。今、水道料金が針東と針西が違うからどうのこうのじゃなくて、用途制の廃止、使って何ぼの従量制にしてもらいたい、それを訴えたいんですけれども、意思疎通がよくとれていないみたいなんです。

私のリーフレットに用途制の廃止と入れたんですけれども、もう半々というか、ほとんどが従量制で、用途制ですと、私が言ったように、職員の主観で、条例に基づかないで、自分がこれは工場用、これは官公署用、これは営業用と決めちゃうのが、私が出向している間に見受けられましたので、それも昭和55年からで、もう三十何年たちます。そうすると、いろんな職員がその担当になりますと、用途がもうまちまちになっちゃっていますので、この際、もう三十何年ですか、たちましたので、用途制を廃止して、従量制に。従量制という言葉が今まで出さなかったから、申しわけないんですけれども、要は用途制を廃止して従量制にしたい。集会所の料金の問題については、もう決着がついていますのでいいです。要は用途制の廃止、それをして従量制にしたい、使って何ぼの水道料金体制にしたいと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 広報の件についてお答えいたします。

議員のほうから、図面などを示してというようなご指摘でございますけれども、その点も含めまして、共同事業者であります茂原市のほうと足並みをそろえる形で、なるべく出していける資料については配慮してやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） もう1点ご質問の水道料金の関係でございますが、これにつきましては、針西、針東の料金の差というものについては、これ以上の答弁は結構だというようなお話でございます。

あと、用途制、従量制の採用につきましては、これにつきましてご意見があったということにつきましては、担当部署のほうにお伝えし、報告をさせていただいた上で、水道部のほうで広域で十分その辺のメリット、デメリット、そういうものも含めまして検討していただいた上で結論を出すべきものと解しておりますので、当初、一番最初に町長もご答弁申し上

げましたが、水道所管部のほうに伝えるということでご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で鶴岡喜豊君の質問を終わりにします。

---

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 次に、6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。よろしくお願いたします。

昨日、開催されました合併60周年記念イベントの一つであります「長柄町の健康づくり・介護予防の明日を考える」が開催されまして、多くの町民の方々が参加されました。3名のパネラーの先生方からは、大変有意義なお話をいただきました。また、町長みずからがコーディネーターを務められまして、率先して健康づくりに励もうという姿勢を示したことは、高く評価すべきことと思います。

さらに、町長は、応答の中で、住民が病院に近づいたのではなくて、病院が住民に近づいてきたというふうに感じませんかというふうに言われましたが、まさに的確な表現であったというふうに感心いたしました。これからも、町長みずから率先して陣頭指揮をお願いするものでございます。

我々議員も、7月に町民の皆様方の審判を仰ぎまして、1期4年間を託されましたので、気持ちを新たにして、議員としての職務本分をいま一度見直しつつ、町民の皆様方の期待に添えるよう、任期を全うすべく鋭意努力する所存でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきます。

1項目めでございます。清田町政2年目の抱負についてでございます。

清田町政においては、1年が過ぎ、はや2年目に入りました。町長の誠実で前向きな姿勢に多くの町民が声援を送り、長柄町の行く末に期待と希望を抱いております。本年度も残り半年となり、決算審査に引き続き年内には早くも新年度予算編成事務が控えております。休む暇なく重責のしかかかってきますけれども、さらなる清田町長の采配を望むものであります。ぜひ、今後とも清田町長のご活躍をご期待申し上げるところですし、さらに胸を張って清田町政のかじ取りをしていただきたいというふうに考えます。

そこで、2点ほどお伺いたします。

1点目でございますけれども、清田町長就任1年間の総括についてお聞きいたします。

2点目につきましては、今後の行政施策の展開について、その抱負をお聞きいたします。

次に、2項目めでございますけれども、改正地方教育行政法についてでございます。正式には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律でございます。改正地方教育行政法の改正点なんですけれども、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会の連携強化、国の関与の見直しであります。

この主な要点として、1つ目としては、教育委員長と教育長を一体化した教育長の設置でございます。2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性、3つ目については、全ての地方公共団体に総合教育会議の義務づけ、そして4つ目は、教育に関する大綱を町長が策定することでございます。

そこで、3点ほどお聞きしておきます。

1点目でございますけれども、総合教育会議の設置と教育に関する大綱策定についてお聞きいたします。

改正法では、全ての地方公共団体が総合教育会議の設置と教育に関する大綱作成について義務づけがなされました。文部科学省の調査では、総合教育会議を、6月1日時点でございますけれども、開催したのは、全国の地方公共団体のうち41%であります。約50%が大綱の策定に着手していなかったとのことでございますけれども、長柄町の現在のこの状況をお聞きいたします。

2点目ですけれども、教育委員会の独自性の尊重確保についてお聞きいたします。

法改正により、町長の教育行政に果たす責任や役割が明確になり、町長の公の場において教育施策の議論が可能となることから、教育委員会の独自性の尊重が確保できるかが懸念されますが、いかがお考えかお聞きいたします。

3点目でございます。教育の中立性、継続性、安定性の確保についてお聞きいたします。

法改正により、町長の個人的な思想や心情等で教育施策が揺らぐ可能性があることから、教育の中立性、継続性、安定性の確保をどのように考えているのかお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。



私は、本町のさらなる発展を願う多くの皆様から力強いご支援を賜り、1年間、町政を担わせていただきました。予算編成におきましては、成嶋町長の施策を引き継ぎながら、公約である若者の定住促進と確かな学力と生きる力を育む教育に特に力を入れて取り組んでまいりました。

少子高齢化に伴う人口減少につきましては、本町においても深刻な問題であり、働き手・担い手である若者世代の定住対策が急務であります。

こども園・子育て支援センターの充実、さらには高校3年生までの子供を対象とする子ども医療費助成事業や乳幼児家庭には支援金の支給事業など、子育て世代への支援策を新たに盛り込んだところであります。

また、子供たちが自立し、社会で豊かな人生が送れるよう、確かな学力とコミュニケーション能力・想像力を養う学習環境の充実を図るため、猛暑に苦慮することなく授業を受けられるよう、小中学校全ての普通教室に空調設備を設置し、また、長柄小学校の校舎改築及び体育館の耐震対策を行うことにより、改善された環境で安心して授業が受けられるよう対策を講じてまいります。

また、国際社会に対応すべく中学生の海外研修事業も再開いたしました。

このような公約の実現に向け、1年間取り組み「住んでよかった、子育てしやすい町」と、皆様を感じられるように一歩でも近づいたのではないかというふうに考えるところであります。

しかしながら、高齢者の生活支援や農林商工業の振興、防災・防犯対策など本町が抱えている課題は、多方面にわたり、山積しておりますので、これらの課題解決に向け引き続き取り組んでまいり所存でございます。

現在、策定中の第4次総合計画、今年度中に策定すべく町民アンケートを実施しており、このご意見を取りまとめながら、今後5年間の行政施策の方向性を定めてまいりたいと考えております。

今後も議員各位のご指導、ご提案をいただきながら、新たな町づくりを推進していきたいと考えておりますので、ぜひともご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

2点目の総合教育会議についてのご質問でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市町村長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層住民の意向を反映した教育行政を推進するため、近

隣市町村に先駆け、4月23日に第1回の長柄町総合教育会議を開催いたしました。

第1回の会議内容につきましては、本会議の設置要綱及び教育大綱の作成について協議をいたしました。

大綱については、教育基本法に基づき、地域の実情を踏まえ、総合的な施策の方針を定めることとしていることから、第4次総合計画に基づき作成した原案について検討し、今後細部についての協議調整を進めていくこととなりました。

次に、教育委員会の独自性の尊重についてのご質問ですが、総合教育会議は、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について市町村長と教育委員会という対等な執行機関同士が協議を行う場であり、両者が教育施策の方向性を共有し、合意をして執行に当たることが期待されておりますことから、協議の結果、調整のつかない場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた執行権限に基づき、それぞれが判断するものであることから、これまでと同様に教育委員会の独自性は確保されるものと考えております。

また、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保についても、本会議の位置づけとして市町村長と教育委員会が対等な執行機関として協議、調整を行うことや教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、特に政治的中立性の要請が高い事項については、権限が教育委員会に留保されていることから、従来どおり政治的な中立性等は確保されるものと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、山根議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、自席のほうから2回目の質問をさせていただきます。

2項目めのほうの、改正地方教育行政法についてでございますけれども、1点目のほうの総合教育会議の設置と教育に関する大綱策定についてでございます。

平成26年7月17日付の文部科学省初等中等教育局長から通知があった、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてという、こういう通知があったわけでございますけれども、それについて3点ほどお聞きいたします。

1点目ですけれども、総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともにその理解と協力のもとで教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開するものであるとありますが、本年4月に行われました総合教育会議はどうであったかお聞きいたします。

2点目ですけれども、さらに、原則として、会議の議事録を作成し、公表することが強く

求められるとありますが、本町の場合はどうに対応したのかお聞きいたします。

3点目ですけれども、やはり総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要であるとありますが、どのように対応するのかお聞きいたします。

以上で2回目の質問のほうを終わります。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） ただいまの2回目のご質問にお答え申し上げます。

総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときや、そのほか公益上必要があると認められる場合を除き、原則公開することとなっております。

4月の会議につきましては、当初、設置要綱及び教育大綱の策定について会議が行われたわけですが、これにつきましては、公開という形にはまだなっておりませんでした。この2つにおきまして、本町においても国からの通知に沿って、会議の運営に関する要綱、そういうものを定めましたので、今後の会議につきましては、中身に入りますが、会議は原則今後公開することといたしております。また、会議録についても公表することといたします。会議の予定や会議録につきましては、広報やホームページにより町民の皆様へお知らせしてまいりたいと存じます。

また、議会への説明につきましては、検討中の大綱が完成いたしましたら、速やかにご報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、3回目の質問でございます。

改正地方教育行政法でございますけれども、総合教育会議の設置と教育に関する大綱策定についてでございますけれども、今後のスケジュールといたしますか、本年度における今後のスケジュール、これをお聞きいたします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 答弁申し上げます。

この4月23日に開催いたしました第1回総合教育会議におきまして、会議の運営方法と大綱案についてご協議をいただきましたので、今回は、大綱の策定と平成28年度予算編成に向けた教育施策に係る協議について、年内に開催する予定でございます。

いずれにいたしましても、総合教育会議の設置と大綱の策定につきましては、今回の法改正の柱でございます。教育委員会と協議、調整の場が設けられたことにより、町の教育施策の方向性を共有し、町長と教育長、教育委員会が三位一体となりまして、教育行政に責任を持って取り組んでまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で山根義弘君の質問を終わります。

---

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（月岡清孝君） 次に、3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。3年前は、私は、ご承知のとおり執行部のほうの席にいたわけでございますけれども、今回はまた真逆のほうに席がありますので、恐縮ですけれども、質問をさせていただきたいと思っております。

清田町長には、長柄町のかじ取りということで、ふだん鋭意努力して町づくりに励んでおると思いますが、私は、今回選挙戦の中で訴えきたことをまず今回は質問をさせていただきたいと思っております。簡潔でわかりやすい答弁のほどをよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、私からは3点について質問をさせていただいております。

まず1点目が、高齢者の生活支援についてでございます。

現在の町の高齢者、これは65歳以上でございますけれども、今年3月末時点で2,495人で、人口比率としては約34%でございます。このうち、75歳以上の方が1,234人で、今後、年々この比率が高まる傾向にあります。これに伴い、高齢者の運転免許の返納や病気などにより車の運転ができなくなる方が増加をすることと存じます。本長柄町内の交通機関は限られておりまして、車の運転ができなくなった方には本当に不便なことでございます。町として、このような方々の日常の生活支援を今後どのように救済すべきか、次の事項についてお聞きいたします。

まず1点目が、生活必需品や食料品の買い物支援を、今後、町としてはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

2点目といたしまして、病気などに伴い通院治療等における交通支援対策を講ずる考えが町にあるのか、お聞きしたいと思います。

次に、2点目でございます。子育て支援の拡充並びに若者の定住化の推進についてでございます。

冒頭、一番に鶴岡議員のほうから人口関係の質問がございましたけれども、私は、人口はもう少子高齢化の時代を踏まえて減っていくのは、これは全国的なことではあるかなというふうには考えております。しかしながら、若い現在15歳未満の人口比率は、長柄町では約9%でありまして、ゼロから5歳児は221人で、1年平均で37人です。特に2歳児が28人、1歳児が39人、ゼロ歳児については25人で、このまま少子化対策を講じていかなければ、現在の小学校2校の存続が危ぶまれるおそれがございます。平成23年に水上・日吉地域の皆さん方のご了解をいただき、2校の小学校を統合した経緯がございますけれども、これらが生かされない結果となるようなことが想定されます。

また、子供を増やすためには、若い人の定住化も推進しなければなりません。町外からの転入者対策や町外への流出防止対策が必要と考えますが、町は、子供の増加定住対策やさらなる子育て支援策を充実するお考えがあるのか、お聞き申し上げます。

本町には、若者世帯が居住する住宅が整備されていないのが現状であり、町への定住化を促進するための住環境整備を促進する必要があると思いますが、どのように若者世帯の定住化を図る考えが町であるのか、お聞き申し上げます。

次に、3点目でございます。行政・財政の健全化についてでございます。

現在、町で計画をしております公民館の改築費でございますけれども、私は7億円規模と承知しておりますが、私は、公民館のこの改築を町民の皆様方が切実に現在望んでいる事業とは思えません。

今年も特定健診事業を庁舎内で実施いたしましたと思いますが、本来なら住民健診業務は保健センターで実施するべきですが、施設の内容が伴わず、保健センターの活用などができていないことによりまして、他の施設で健診業務を行っているのが現状であります。

私は、公民館の改築よりもこの福祉センターの増改築整備が、住民の皆さんにとって今優先事業であると思いますが、町の見解をお聞き申し上げます。

また、町の行政運営の基本理念は、住民本位の事業を的確に把握し実施することが、無駄

のない効率的な行政・財政の運営に資することになると思いますが、町としては、今後大規模な施設建設を計画する際には、事前に住民への広報なり広聴をする考えがあるのか、お聞きいたします。

以上、3点のご質問によろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願ひます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えします。

1点目の高齢者の生活支援についてでございますが、高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯も増加していることから、ご指摘の問題につきましては、喫緊の課題と認識しております。

このことについては、我が町だけでなく、全国共通の課題であり、介護保険の保険者である市町村と都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしをと、人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって提供される地域包括ケアシステムをこれから構築することとなっております。

町といたしましては、高齢者の生活支援には、既存する福祉サービスに加え、ボランティア、NPO、民間等によるサービス提供も必要不可欠と考え、現在、関係機関と協議を重ねながら、多様な支援サービスが総合的に提供できる体制を検討しております。

特に、多くの支援事業を展開している町社会福祉協議会とは、今後実施する介護予防・日常生活支援総合事業との連携を図るべく、情報の共有と連携強化に向け調整を図っております。

ご質問の買い物支援及び交通支援については、ご指摘のとおり、特に緊急性、必要性が高いと認識しております。これらの支援があれば、介護サービスが必要な状態になるまである程度自立した生活が送れる方も多いと思いますので、さきに申し上げました地域包括ケアシステムの体制の構築を急ぐとともに、当面は町による福祉事業としての外出支援事業や商工業振興事業としての移動販売なども視野に、早急に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の子育て支援、若者定住推進についてのご質問ですが、先ほどの山根議員の答弁と重複いたしますが、本年度は、若者定住、子育て世代への支援として、子ども医療費の助成の拡充や子育てスタート支援金事業、普通教室への空調設備の整備、小学校の耐震診断、中

学生の海外派遣事業など環境づくりに努めてまいりました。

近隣の方々からは、長柄町は子育てに非常に優しくて手当てが厚いですねという声も伺っております。まず、第一段階は、私は成功かというふうに考えております。これから第二段階といたしまして、定住対策として、住宅リフォームの補助金や空き家バンク、空き家の活用事業などに取り組んでいるところでございます。

定住対策につきましては、いわゆるソフトとハードと両面からの取り組みで、県内の市町村でもさまざまな施策を打ち出しております。例えば、新築住宅を取得した40歳以下の夫婦には奨励金を交付する制度や新築及び中古住宅を取得した人に住宅及びその敷地に課税される固定資産税相当額を基本とする奨励金を交付している例がございます。

こうした先進事例を参考にしながら、本町に適した補助制度の拡充や普通財産の有効活用などを含め、私の公約の実現に向け、効果的な定住対策について、現在策定中の後期基本計画や地方版総合戦略に取り入れるべく検討しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の行財政の健全化についてのご質問でございますが、特定健診を初めとする住民健診業務については、保健センターのほか、役場庁舎などの施設を活用しながら実施しております。今後も、既存施設を合理的に有効活用しながら、町民サービスの向上に心がけてまいりたいと考えております。

次に、公民館の建設ですが、平成26年3月に、公共施設整備等基金条例を定め、財源の手当てを行うとともに、役場内部に部内調査会を設置いたしました。その後、11月に議員や公民館の利用者の代表等15名で組織する公民館建設検討委員会を立ち上げ、老朽化の状況等を踏まえた公民館の今後についてのご協議をいただき、建設位置などの答申をいただいたところであります。

私は、この委員会の答申を尊重し、公民館の建設を決断いたしました。この経過については、議会説明会を開催し、また6月議会定例会において行政報告を行い、議会だより8月号に掲載させていただいたところであります。

今後、公民館の建設を進めるに当たっては、できるだけ有利な財源を確保するとともに、社会経済状況を適切に判断しながら、引き続き検討委員会において協議をお願いし、経済的で町民の皆様を使い勝手のよい施設の建設に向け取り組んでまいり所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、池沢議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） まず、1回目の回答、ありがとうございました。答弁に基づきまして2回目の質問をさせていただきます。

まず、高齢者の生活支援については、必要性が高いということのご認識があるようでございますので、期待をしております。ただ、具体的な例を申し上げてみたいと思いますけれども、買い物支援などにつきましては、私は、町の商工会が受付窓口となって、町内商店の方と連携して取り組めばできないことではないというふうに思っております。町として、このような事業取り組みについて、もし商工会のほうでやろうとするならば、この支援をする考えがあるのか、まずお聞きをさせていただきたいと思います。

次に、交通支援対策でございますけれども、町内巡回バスと福祉有償運送が、現在町で行っている主な交通支援対策でございます。しかしながら、この巡回バスについては、バス停までが遠い方で、本当に使い勝手が悪いという方もいらっしゃいます。それと福祉有償運送ですけれども、旅客の範囲に該当しない方、旅客の範囲と申し上げますのは、身体障害者とか要介護者、要支援者、その他というふうな区分がありますけれども、この4項目の中に該当しない方は、幾ら体の調子が悪い方でも福祉有償運送を利用することはできません。これは登録制になっておりますので、登録をされればできるという形でございますけれども、現在、この福祉有償運送を実質登録されている方が20名いらっしゃるというふうに聞いておりますけれども、今後、やはり私は、このようなことはもっともっと住民の方に理解されていけば、使い勝手のいいものにできるんじゃないかというふうに考えております。この4項目の中で登録をしてもらって、その方たちが病院に行くのにもこういうものを利用してもらおうとか、これワンコイン、500円ぐらいだと思いますけれども、500円ぐらいでしたら十分使える範囲じゃないかというふうに考えております。

これを使えない方については、病院に通うのに、往復タクシーを使って6,000円もかかったというような方もいらっしゃいます。そういう方もいらっしゃいますので、もし、この町内の巡回バスとか福祉有償運送を使えない方で、どうしてもそういう他の力をかりて病院などに行かなくちゃいけない方については、登録制として町のほうで助成をしていただければいいんじゃないかというふうに考えますけれども、その辺はどうお考えでございますか、お聞きしたいと思います。

次に、子育て支援の関係でご質問をさせていただきます。

子育て支援で若者の定住対策といいますと、一般の町民の方と話しすると、町営住宅があ



るじゃないかという言葉がすぐ返ってきます。しかしながら、この町営住宅への入居については、収入、所得制限がございますので、ちょっとそこら辺の数字、総収入がどのくらいで、所得制限が幾ら以上になると町営住宅には入居できませんという基本があると思いますので、その辺をお教えいただきたいと思います。

それに伴いまして、やっぱり若い夫婦が住める住宅の建設が私は必要ではないかと思いますが、町長の見解もあわせてお願い申し上げます。

それと、2点目ですけれども、町内立地企業への就職のあっせんを町がタイアップしてやっていただければというふうに考えております。長柄町の中では、大きな事業所ではジャパンフーズがございます。また、ジャパンフーズの中に、南総総業とか、この近くに聖光会病院もありますけれども、この方たちはかなりの長柄町民の方を雇い入れていただいている、私は事業所だと思います。

そのような、この3件の事例以外も長柄町に事業所がございますので、町とタイアップしながら、どのような人を企業のほうで考えておるのか、その辺を連携を密に取り合って、町民の方の就職、若い人たちがよろしいんですけれども、就職のあっせんまでできていったら、逆に今度は外に出なくて、町内に残ってくれる人たちが増えてくるんじゃないかというふうに私は考えるところでございますので、この辺についてもお聞きを申し上げたいと思います。

次に、こども園の関係ですけれども、やはり児童数、子供の数を増やすということは、長柄町が何か他に先駆けたものがなくちゃ、やはりなかなかこの長柄町に入ってきていただくような方が増えないというふうには考えております。こども園に通う幼稚園児の給食費の無料化をした場合の町の負担額はどの程度になるのか、まずお聞きします。

このようなことで、長柄町独自の施策を実施いたしまして、子供の増加や若い世代の定住を推進しなければいけないと思いますので、見解のほどをお願い申し上げます。

次に、行政・財政の健全化でございます。

先ほど、町長は、公民館はもう決定事項で推進しますよというような答弁でございますけれども、まず、私の考えを申し上げますけれども、公民館は、耐震化診断の基準は満たしておると私は記憶しております。東日本大震災でも、トイレなどが陥没した例はありますけれども、小規模な補修で公民館は済んだと記憶しております。このようなときに、先ほど申し上げました保健センターは、本当に今使い勝手が悪くてどうしようもないような状況でございますので、やはり町民の健康と命を守るという清田町長のお考えであれば、やはりこの保健センターをいち早く整備して、住民の方が保健センターで健診を受けられるような形にす

るのが最優先じゃないかというふうには、私は考えておりますので、その辺をひとつご答弁をお願い申し上げます。

それと、公民館の建築で、建設基金条例、条例を設けて予算措置というのが本来だと思います。これは、私、決算を見てみましたが、いつの間にか学校施設整備事業の基金というものがなくなっておりますね。学校施設を整備するための基金というのが、私の記憶ではありましたけれども、それらがなくなって、公共施設整備基金というような名称になっております。公共施設整備基金ですと、何をやっても公共施設なんですよね。今までは学校は学校しか使えませんよという基金条例を設けてありましたので、では、学校は壊れたときはこの基金から、足りないときには出しましょうということができましたけれども、現在は公共施設整備基金ですので、何に出してもいいんじゃないかという基金でございますので、それならこんな公共施設整備基金なんか別につくらなくて、財政調整基金をどんどん積み増して、そのような事業に備えるのが私はいいと思うんですけれども、その辺の見解をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） まず、池沢議員の買い物支援に関するご質問の答弁をさせていただきます。

まず第一に、具体策といたしまして、商工会による買い物支援事業、そういうものが具体策としてあれば援助する考えがあるかというところのご質問でございますが、これにつきましては、既に商工会のほうにも打診はさせていただいているところでございます。その辺の内容につきまして、煮詰まっているかと申しますと、この辺につきましては、やはり商工会のほうのお考えもあって、なかなか合意形成に至るところまでには現在のところ至っておりませんが、これからも再度商工会のほうにもご協議申し上げながら、実現に向けて努力してまいりたいというふうに考えておりますし、これにつきましても、町長が日ごろから申し上げておりますが、移動販売の車に対する助成だとか、そういうものについてもやぶさかではないというふうなお考えもありますので、この辺は引き続き努力してまいりたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 通院治療等における交通支援対策についてでございますが、ご指摘のとおり、町長の答弁にもありましたが、高齢者が増加する中で、通院等に不便を来している方がいらっしゃいます。町としても、この方たちについて早急に対策を考えなければい

けないというふうに考えております。

答弁にありましたとおり、地域包括ケアシステムについては、介護予防事業、あるいは社会福祉協議会との日常生活支援事業における協議体の整備などを進めているところでございますけれども、これについては若干時間がかかるということでございますので、町の福祉事業によりまず福祉有償タクシーに該当しない方たちを救う手だてを早急に検討していきたいというふうに考えております。それには、ただいま池沢議員がおっしゃったようなこともひとつ検討の中に入れていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 2点目の人口増の関係の公営住宅、町営住宅の入居の基準の最高といたしますか、額についてということのご質問ですけれども、結論から申しますと、月額で25万9,000円、これは若年夫婦という裁量階級を平成25年4月1日付で条例改正をさせていただきますまして、まさに池沢議員がおっしゃったように、若い世代の方が結婚などを機に町外に出て行ってしまうというようなケースが多く見られている昨今、平成24年の公営住宅法の改正に伴って町が定めることができるという、政令で定めている上限の値が25万9,000円でございます。ということで、平成25年1月に公営住宅貸付委員会を開きまして、条例改正についてご説明させていただきますまして、その年の3月だったと思っておりますけれども、条例改正ということで上程させていただいたところでございまして、25万9,000円、月額ですと、12を掛けると310万円強ですか、年収でいいますと、そのような形になるかというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長、お願いします。

○産業振興班長（森田孝一君） 町とタイアップをしながら就職を町内の企業にできないかという内容の説明のほうなんですけれども、町としましては、現在ハローワークを通じまして、求人情報が来たものについて掲示や掲載をしているのが現状でございます。また、町内優先的というところの話だと思っておりますが、なかなかハローワークを通じてですと、そこまでの内容の紹介というのは難しいものがございます。それにつきましては、各企業とはお話ししてございませんので、できるかどうかを含めて今後検討をしてみたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 巡回バスの関係でお答えいたします。

先ほど、池沢議員のほうから、使い勝手が悪い、バス停まで大変だというようなことでございます。ちょっとうちの広報が悪いのかもしれませんが、その場で手を上げていただければ乗りおりできるというようなことで、これも一般町民の方からご指摘をいただきまして、その旨広報で先般載せてあるところでございます。巡回バスにつきましては、町といたしましても、空気を運んでいるんじゃないかというような声も聞こえてきておりますので、非常に問題意識を持って対応しなければならないというふうに考えております。今後、重要な検討課題だと認識しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

それから、学校施設の基金、これを公共施設のほうに変えたと、いわゆる何でも使えるんじゃないかというようなことでございますけれども、この学校施設の基金を公共施設に変えましたのは、今後、投資ですね、学校関係を含めまして非常に多くの事業がめじろ押しになったというようなところで、計画性を持ってやるというようなことでございます。実施計画に基づいて基金を積み立てておりますので、何でもというようなことではなくて、一応の規制の中で実施しておりますので、これにつきましてもご理解いただければというふうに考えております。

[不規則発言あり]

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 答弁の順番が前後して、大変、池沢議員には申しわけなく思っております。失礼いたしました。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 若者定住関係の中で、町営住宅の所得制限を超えてしまっっては入れない方で住宅に困っている方がいるので、住宅の整備が必要ではないかというご質問の件でございますが、これにつきましても、先ほど鶴岡議員の答弁と重複いたしますけれども、基本計画の後期計画、また地方版総合戦略の中に、近隣の町村の例などを参考にしながら、検討しながら地方版の総合戦略を策定していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（月岡清孝君） 三上健康福祉班長、お願いします。

○健康福祉班長（三上清志君） こども園の給食費の無償化のご質問でございますけれども、現在、こども園につきましては、1号認定児、いわゆる短時間児の子供たちから給食費を徴収しているわけでございます。これが、27年度の予算ベースでいきますと、194万4,000円ということになります。仮に無償化した場合は、この分が町の負担となります。

なお、無償化につきましては、また今後検討したいと思っておりますので、ご承知願いたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長、お願いします。

○総務課長（田中武典君） 次に、公民館の建設に関する2回目のご質問でございますが、当時、耐震診断の結果はクリアしていたはずだと、オーケーだったはずだということのご質問でございます。オーケーであれば補修でつないでよろしいのではないかというご質問だったと思いますが、これにつきましては、耐震診断の後、公民館の体力度診断というものをやっております。この体力度が、平成29年度には5,000という指標を下回り、体力度診断の内容といたしましては、この5,000という指標を下回った場合には建てかえの目安となるという指標でございますので、構造体の中には酸化した鉄筋コンクリート構造物でございますので、そういったものの補修ということではなく、体力度診断の中では、建てかえを前提とした指標でございますので、この辺の老朽化の状態を踏まえた上で判断をさせていただいているというのが内容でございます。

こういったところから、公民館建設検討委員会の議論の中で、建てかえという議論につきましては、第1回目の会議において全会一致で決定され、また2回目、3回目の会議におきましては、その建てかえの位置がどうあるべきか、その辺について答申をいただいたものでございます。その辺の広報につきましては、前回の議会で町長が報告させていただき、広報にも掲載させていただいたという経過でございますので、この辺につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

それから、保健センターの改修につきましては、以上のような公民館建設検討委員会の結果もでございます。それから、健康、命、こういうものが町民の最優先されるべき重要事項であるということは重々承知の上でございますが、年に一度住民健診というものが庁舎を活用した中で、合理的に活用していくという面では、一時的な使用についてはそういう判断をさせていただいて、現在活用させていただいております。また、ほかの各種健診につきましては、今後とも保健センターを拠点とし、さまざまな個別健診につきましても活用を図っていくという考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） いろいろ質問しちゃうと、逆に自分がわからなくなっちゃうようなことがいっぱいになってきます。ちょっと答弁との内容等の違いがあると思っておりますけれども、若干質問のほうを進めさせていただきたいと思っております。

まず、子育て支援の拡充と若者の定住化でございますけれども、子育て支援は、先ほどちょっと質問で幼稚園児の給食費を無料化した場合、どの程度の金額ですかという答弁で、199万4,000円、約200万円ということでございます。年間この程度の金額であれば、やはり子育て世代を応援するという意味でも給食費の無料化に踏み切って、長柄町はやはりほかから見て住みやすいところだよというふうに思われるような町づくりをして、若者や子供たちを増やしていくというのも一つの手段じゃないかというふうに私は考えますので、ひとつ町長には、この辺をご理解して、今後このようなことを推進していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それと、最後に、私、財政調整基金のことで、基金関係のことでございますので、ちょっと私の持論を申し上げますけれども、やはり財政調整基金については、10億円は必要ではないかというふうに考えております。今この時代、先日も栃木、茨城とか東北のほうで、すごい大水害が発生をいたしましたところでございます。その前は東日本大震災という大地震でかなりの衝撃を受けた、打撃を受けた市町村がたくさんございます。長柄町については、住みよい場所じゃないかというふうに私なりに考えております。

大雨による浸水もほとんど過去こんなに大きな問題は起こっていませんし、あと一番やはり怖いのは、騒がれている大地震でございます。大地震の場合は、長柄町は安心だというふうなことにはならないと思います。やはり他と同じような痛手を受けるんじゃないかというふうにも考えておりますので、やはり財調は10億円程度ないと、そのようなことが発生した場合にお金がないよじゃおさまりませんので、ぜひ10億円程度は今後も基金としてあり続けていただきたいと思いますので、この辺について、最後に清田町長にお聞きをしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 貴重なご意見ありがとうございます。

先ほど、子育て支援ということで給食費の無料化はどうだと、非常にありがたいお言葉と申しまししょうが、本当に若い人のいわゆる応援体制、具体的になるんだろうと、ぜひとも前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、財調につきましては、本町として10億円ぐらいというご意見がありました。やはり貯金は多ければ多いほど、これいいわけでございます。ただ、行政を担っていく者とい

たしまして、住民サービスの低下を招かないような形で財調をどういうふうにしていくかということが、これから我々の課せられた任務かというふうに思います。そういったことも含めてこれから努力してまいりたいというふうに思っておりますが、議員におかれましては、よろしくご理解賜りまして、お願い申し上げます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 以上、池沢俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（月岡清孝君） 次に、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

これより一般質問をいたしますが、それに先立ちまして、先ほど町長から話がありましたように、50年に一度と言われる集中豪雨により、茨城県や東北地方では甚大な被害が起きてしまいました。多くの方々が犠牲になり、心よりご冥福をお祈りいたすとともに、一日も早い復旧を心からご祈念を申し上げるところでございます。

このたびの災害は、新聞やテレビなどのメディアによりますと、ある地域では、防災無線等による大雨特別警報や避難命令などの発令が遅れたために、被害者が増えたとも言われております。行政の危機管理に問題があったのではと非難されております。明日は我が町かもわかりません。先ほど来、出ておりました首都直下型の地震等もでございます。清田町長以下職員の皆さんには災害時には、常に危機感を持って住民の生命と財産を守るべく対応していただきたいというふうに思っております。

それでは、質問に入ります。1点目は、中学生の海外交流事業について、2点目は、長柄

町の少子化対策と若者定住促進事業についてであります。

まず最初に、中学生の海外交流研修事業について質問いたします。

町長は、昨年の町長選挙の公約に掲げた、中学生の海外派遣交流事業を今年度実施し、20名の中学生をオーストラリアに海外研修に行かせました。確かに若いうちから海外に興味を持ち、外国の文化や精神を知ることが非常に大切なことだと私も考えてはおります。今、政治も経済もグローバル化が加速し、町長もご承知のように、大手企業は社内公用語を英語としている会社も増加しつつあるところでもあります。急速にインターネットが普及し、世界の動向がタイムリーに入ってくることによるクールな日本が世界に認知され、ますます観光客が増加することが見込まれております。

私も、時々海外に出かけますが、車やオートバイなども、価格は高いが日本車が非常に多く、とても人気があります。また、食べ物や衣服、化粧品やサービス、まちの清潔さ、礼儀正しさや道路にごみを捨てないなどの道徳、全てが日本が一番の先進国だと思っております。カミングアウトをしますが、私の秘密というほどでもないんですけども、実は私こう見えても英語が話せるようで残念ながら話せないんです。話せるように見えないですか。英語が話せたらどんなに楽しいかは身をもって体験しております。

私も、おおむねこの事業については悪いとは思いませんが、義務教育、そして公平、公正、保護者や生徒への気遣いという観点から捉えますと、果たしてこの方法が最良な政策なのか疑問が残りますので、伺います。

海外研修事業に伴う目的は何なのか。

2点目に、どのような効果を期待しているのか。

3点目で、事業を実施する前に保護者と十分話をされたのか。

4点目に、保護者や生徒の理解は得られたと思っているのか。

以上、この件につきましては、4項目に分けて質問いたしましたが、一括での答弁でなく、項目ごとの答弁をお願いしたいと思います。

これまで、議会は、質問者側が項目ごとに質問しても、答弁者側は一括での答弁でしたので、私はもちろん、傍聴人の皆さんからもわかりにくいとおしかりを受けておりますので、私も項目ごとに分けて質問してありますので、町長も、傍聴人の皆さんや町民にもわかりやすく、項目ごとに1点ずつの答弁をお願いいたします。

次に、少子化対策と若者定住促進についてであります。先ほど来、ほかの議員からも質問がありましたけれども、改めて質問させていただきます。



長柄町は、急激な人口減少に陥っております。まさに限界へ向かって進み続けておるのが現状でございます。昨年6月1日から今年6月1日までの1年間の長生郡内の人口は、全ての町村で減少しております。ちなみに、一宮町は昨年はマイナス51人、陸沢町はマイナス42人、長生村はマイナス48人、白子町はマイナス153人、長南町はマイナス151人、長柄町は最も多く169人であります。長柄町の人口と同規模の陸沢町は、年間にマイナス42人でした。長柄町と比較しますと、人口減少数で127人もの差が出ております。もう間もなく長柄町が残念ではありますが、郡内で一番人口の小さい町として汚名を残すことになりそうであります。

私も、町民の皆さんのご支持のもと長く議席をいただいております、私なりに人口減少は長柄町の喫緊の課題である。先ほど清田町長もそういうような喫緊の課題であるというふうに答弁されておりましたけれども、私、これまで行政には強く働きかけてきましたが、結果的に皆様の期待に応えられず、町民の皆さんにまことに申しわけなく、慙愧（ざんき）に堪（た）えられません。これも、全て私たち議会及び町長以下行政の責任であると強く反省しなければならないと思っております。清田町長も、公約で過疎化の歯どめが最優先であると強調しておりました。

そこで伺います。町長は、公約の中に定住促進を図ると書かれておりますが、具体的な政策を伺います。

2点目、若者の永住促進を図る公約の中に、子育てを中心にこども園の円滑な運営及びマイホーム希望者支援事業の新設とありますが、平成27年度の事業実施計画はどのような位置づけで予算を計上してあるのかを伺いたいと思います。

以上でございます。先ほど申し上げましたように1項目ごとにわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 質問にお答えいたします。

1点目の中学生の海外研修事業につきましては、教育長より答弁させます。

2点目の少子化対策と若者定住促進についてのご質問でございますが、先ほどの池沢議員の答弁と重複いたしますが、本年度は、子ども医療費助成の拡充や子育てスタート支援金事業、普通教室の空調設備の整備、小学校の耐震診断、中学生の海外派遣事業などに取り組んでまいります。

また、定住策といたしましては、住宅リフォーム補助金制度や空き家バンク、空き家の活

用事業などに取り組んでいるところでございますが、定住対策につきましては、県内の市町村でもさまざまな施策を打ち出しておりますので、先進事例を参考にしながら、本町に適した補助制度の拡充や普通財産の有効活用などを含め、私の公約の実現に向け、効果的な定住対策について、現在策定中の総合計画や地方総合戦略に取り入れるべく検討しておりますので、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

続いて、教育長のほうから海外研修につきまして答弁させます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 大岩議員のご質問にお答えいたします。

最初に、海外派遣事業の目的についてですが、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定いたしまして、ますます日本のグローバル化が加速する社会の中で、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身につけた国際的に活躍できるグローバル人材の育成が重要な課題であると考え、サーズの発生により中断しておりました、中学生の海外派遣事業について、本年度から渡航先をシンガポールからオーストラリアに変更して再開したところであります。

本事業は、次代を担う中学生が、異文化体験や同世代の外国人との相互コミュニケーション、ホームステイ等を通じて、多様な価値観に触れる機会を確保することによりまして、外国についての見聞を広め、豊かな国際感覚を養い、国際社会に対応できる人材を育成することを目的に行っている事業であります。

次に、期待している効果について申し上げます。

中学生にとって、緊張の中にも新鮮な驚きと感動の連続、一人一人の心に刻み込まれた体験の数々は、一生涯の大きな財産になっていくと思われれます。

本事業では、先ほどの事業目的で述べた内容を初め、長南町との合同実施によりまして、他校生徒との人間関係を深めることができるなどさまざまな効果が期待できます。

その中で最も期待しておりますのは、本事業を通して得た知識や体験が、一人の長柄町民、また日本人としての自覚・責任・誇りを芽生えさせるとともに、異なる文化・考え方を持つ人とのかかわり方を体験し、今ある学校生活とこれからの長い人生にどう生かしていくかをみずから考え、実践できるようになることとあります。

最後に、事業実施前の保護者との話し合いと保護者・生徒の理解を得ることについて、項

目が分かれておりますが、関連がありますので、まとめて申し上げさせていただきたいと思  
います。

本事業を実施するに当たり、事業実行前の本年1月に、研修期間、募集定員、研修内容等  
について、全生徒及び保護者に文書で通知を出しまして、参加意思の確認をとりました。ま  
た、4月には、改めて学校を訪問しまして、生徒に説明した後に正式に募集を行うと、そう  
いった経過でございます。1月及び4月とも、質問等がある場合には、保護者を含め教育委  
員会に連絡するようというものでありましたが、1件の質問もなかったというのが  
現実でございました。

その後、現地研修に至るまで4回の事前研修を開催しました。そのうちの数回は保護者も  
参加しておりますけれども、本事業の趣旨に関する質問・意見等はありませんでしたので、  
保護者や生徒の一定の理解は得られているものというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ただいま、町長や教育長から、るる説明、答弁ありましたけれども、  
中学校の海外交流事業は、聞くと、異文化を習得するため、非常に耳ざわりがいいように聞  
こえます。この事業の参加者は、3年生は57人中17人であります。2年生が3人であります。  
私は中学生の海外交流事業は、保護者や生徒の本質の理解は得られてはいないのではないかと  
考えております。

それは、事業の参加費、個人負担10万円の負担やパスポートの申請費や保険料、そして小  
遣いなどを合わせると、費用は、私なりでありますけれども、概算的に20万円程度個人負担  
がかかると思います。なお、今年の3年生は、また7月に修学旅行費が6万2,000円と、そ  
れに伴う準備費や小遣いなどで約10万円、合わせるとここで30万円くらいの出費になろうか  
と思います。これはあくまでも私の試算ですけれども、多分このくらいはかかるんじゃない  
かと思えます。

私は、経済的な問題があり、保護者も参加させたくても参加させられなかった世帯も少な  
からずあったのではないかと、このように考えております。

そこで、町長に質問いたしますが、町長の公約事業ですので町長に伺いますが、海外交流  
事業に参加しなかった生徒の理由、保護者の本音はどこにあると考えておるのか。

2点目、私は中学生の保護者全員に、個人分の負担金を明記した無記名でのこの事業のア  
ンケート調査を実施していただき、無記名ですよ、無記名のアンケート調査を実施していた

だき、その調査結果を明示して、精査してみたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、少子化対策と若者定住促進についてでありますけれども、1点目ですね、空き家バンク、空き家の活用事業などに取り組んでいると言われましたが、具体的にどのような事業でありますでしょうか。

2点目、空き家情報登録制度を創設しておりますが、現在、空き家バンクの登録は何件ありますか。

3点目、空き家を利用したい人は、現在、何名登録されておりますか。

4点目、空き家の利用を希望される方は、空き家バンク利用登録申込書及び誓約書を総務課の企画班に提出となっておりますが、誰でも登録できるのでしょうか。

それに伴いまして、登録者の調査は企画班でやるんですか、しないんですか。

制度の概要の中で、所有者と希望者の間で売買・賃貸借の交渉を行ってくださいとありますが、そこに行政のアドバイスや指導はないのでしょうか。

7点目、行政があっせんするので、トラブルや瑕疵（かし）は行政が仲裁に入り解決してくれるのかどうか。

長柄町の空き家バンクの制度の概要について、6点目ですけれども、ここに、空き家所有者と空き家利用希望者の間で売買・賃貸借の交渉、契約を行ってください。空き家があっせんする、入居者があっせんするという中に行政はどのようにかかわっていくのか伺いたいと思います。

それから、先ほど来、こども園の円滑な運営というような清田町長の答弁が多くありましたので、この若者定住の促進をする中で、こども園の円滑な運営、これをどのような方法で行っているのか。今年度、こども園の園児は何人でしょうか。また、職員は何人で、正職員は何人で、臨時が何人でしょうか。園長は正職員でしょうか、臨時でしょうか、管理職でしょうか。

私の聞くところによりますと、町長は、このような大組織を臨時職員だというふうに私はちょっと聞いているんですけれども、定かでございませぬ。この辺をはっきりしていただきたいんですけれども、もし、臨時職員であれば、十分管理運営できると考えているのか。

こども園の管理運営に関する規則では、園長の権限と責任が非常に重いというふうに思っておりますが、この中にも、今日も園長が出席していないんですよ。園長をどのような役職、あるいは思いの中で捉えているのか伺いたいと思います。

そして、また、園長の直属の上司はどなたになるのでしょうか。これ先ほど申し上げましたように、1項目ごとにわかりやすくできれば答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） ということでしたけれども、この事業を教育委員会も主体的にかかわりながら実施しておりますので。

○9番（大岩芳治君） 教育長、申しわけない。すみませんね。

これ町長の公約事業なんですよ。ですから、町長にできればこの事業そのものを内容については教育長で構わないんですけれども、町長に参加しなかった生徒の理由、これ公約なんですよ、町長の。ですから、町長に直接伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それでは答えさせていただきます。

この事業につきましては、先ほど来申し上げておりますように、これからの時代を見据えた中学生、若者の国際化ということで企画した事業でございます。そういった中で、先ほど教育長から説明させましたけれども、手続をとりまして、参加意思を親御さん、お子さん、皆様のご意見を参考にしながら選抜して海外に派遣したという内容でございます。私の公約はそういった形でやるということについてそれを行ったまででございます。ぜひご理解いただきたいと思います。

〔「私の質問と答弁がかみ合っていないんですけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 今答弁していますので。

○9番（大岩芳治君） だから、今の答弁が私の質問とかみ合っていないんで。

いいですか、町長、私はそうじゃないんですよ。参加者は57人中17名、なぜ17名しか参加しなかったのか、この海外交流事業に。私もいい事業だと思っていますけれども、参加しなかった生徒の理由はどこにあったというふうに、57人中17人ですよ、行かないという人のほうが多いんですよ。その理由は町長にどこにあると考えますかということですよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

○町長（清田勝利君） それはさまざまな理由があるというふうに考えられます。例えば、家

庭のことだとか、日程的なことだとか、いろんな面が考えられるかというふうに思います。そのことについて、私どもは、どうして行かないんだというようなことまでは踏み込んで、その生徒、ご家庭については立ち入っていないというところであります。あくまで希望者について選抜していくという考え方をとりましたものですから、17名という形になったかと、3年生につきましては、

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁のほうをお願いします。

片岡学校教育班長、お願いします。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） アンケートの実施ですね、はい、わかりました。

それでは、先ほどご質問いただきました、無記名でかかった費用についての調査実施の件ですね。旅費以外にどのようなものにかかったのかの……

〔「なぜ行かなかったかというアンケート」と呼ぶ者あり〕

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） 行かなかったかということですか。

行かなかった理由については、直接子供たちには聞いておりませんが、学校職員に話を、何人かに聞いてもらえますかというふうなことを聞いてみました。そうしましたところ、やはり一番は、3年生につきましては、夏期講習がどうしてもその時期にぶつかってしまうということで欠席の理由が一番多かったということでもあります。2年生等につきましては、部活動等がまだ継続してございますので、そういうところで参加できないというような話をいただいております。大きな理由については、以上の2点でございます。

○議長（月岡清孝君） 教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 参加しなかった理由について、今班長から幾つか理由が語られました。今回、3年生については、そういったやっぱり参加しづらい状況というようなところも想像できたわけではありますが、今回初めてだということで、どうしても3年生、行きたい子がいればそれを優先させてあげないと、来年もう行く権利がなくなってしまうのでね、そういった形で3年生を主として実施してきたわけであります。

本来の姿とすれば、私の考えでは、2年生あたりが一番最適な時期なのかなというような考えは持っておりますけれども、この事業が順調に継続していきまして、長柄町から海外生活の経験者が20人、40人、60人とだんだん増えていくというような状況の中で、その辺も望ましい形になっていくんでないかなと、こう予想しているわけであります。

確かに大岩議員のおっしゃるように、さまざまな理由、例えば経済的な理由云々という部分については、やはり予想できることであるというふうに考えます。そんなことから、長柄町の派遣の事業の保護者の負担割合は、長生郡市の中で一番少ないパーセンテージになっているわけでございます。ただ、それでもやっぱりまだちょっとというようなところがあれば、その辺については、子供がもし行きたいというのに何かそういった事情で行けないのは非常に残念でございますので、何らかの方法をまた今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「アンケートは」と呼ぶ者あり〕

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 今回、初めてでございますので、何回か継続した後に、その辺の意向はまたアンケート調査ができるかなというふうに考えております。まだ今回初めてですので、正確な数が出るかどうかはわかりませんので、少しやった後で検討してみたいなというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 内藤総務企画班長、お願いします。

○総務企画班長（内藤文雄君） 定住対策の中で空き家バンクのご質問でございますが、近隣の町村の動向を見ながら、我が町でも、平成25年8月、空き家バンクの制度を制定いたしまして、実施いたしたところでございます。その後、少し時間がありましたが、何件か問い合わせはあったものの、相続の問題とかいろいろありまして、平成27年3月に物件の登録が今のところ1件なされたところでございます。

利用登録についてでございますが、誰でもいいのかというご質問だったと思いますが、これにつきましては、特段要件はございませんので、今、千葉市とか東京のほうからも登録されている方がいらっしゃいます。件数につきましては、7件の方が登録をされております。これにつきましても、この辺の登録の啓発などを今後やっていきたいと思っております。

仲介あっせんは町がするのかということでございますが、これにつきましては、不動産の仲介あっせんになりますので、資格等も必要だと思われれます。今のところ、これにつきましては、近隣の不動産業を営まれる方をあっせんしようかなと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） こども園の運営についてお答えいたします。

まず、園児数ですが、現在147名でございます。職員でございますが、保育士が、正規職

員が14名で、臨時職員が6名、園長は臨時職員、ご案内のとおり、前長柄中学校校長であった方を園長にお迎えして、園の保育、教育、全ての統括をお願いしております。こども園の組織といたしますと、住民課健康福祉班の中にこども園がございまして、園長の上司はといいますと、健康福祉班長と私、住民課長というような組織となっております。園長とは常に連絡調整を密にとりまして、園の円滑な運営につきまして遺漏のないように取り扱っているところでございます。

また、長柄こども園につきましては、他に先駆けまして、子育て支援センターを併設し、預かり保育、時間外保育、一時預かり等につきましても先駆けて取り組んでおりますので、あわせて申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） はい。9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 質問じゃない。私の質問が答弁になっていないんですけれども、園長の権限と責任は非常に重いと思っているんですけれども、なぜ管理職を置かないのか、あるいは園長を議会に出席させないのか。

○議長（月岡清孝君） 答弁をお願いします。

蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 園長の権限につきましてや管理職等の質問につきましてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、現在臨時職員としての園長を配置してございますので、先ほど申し上げたとおり、上司は健康福祉班長と私、住民課長になります。その中で、なぜ管理職じゃないのかということなんですけれども、現在の大課制の中で役場組織全体を効率的にと、行政改革の中で決めたものでございます。これについては、さきの一般質問にもありましたが、本年度組織の見直しを考えているところでございます。その中で、大岩議員の意見等も参考にしながら、28年の組織に向けていくものだというふうに心得ております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、住民課長のほうから答弁ありましたけれども、組織全体だとかいんな話がありました。園児が百四十何人、職員も二十数名いる、こういう大組織のですね、園長が、言葉は悪いけれども、腰かけのみたいに、中学校から1年単位のローリング方式で、今度はこっちへ来た、こっちの中学校をやめて今度はこっちだ、そういうような体制で、本



当に子供たちの運営、それができるといふふうに考えているのか。長柄町のこの組織の中としてこんな大きな課はないんですよ。非常に私は重要な組織に臨時職員を充てる。

そして、ここに子どもの管理運営に関する規則があるんですけども、園長は、直属の上司を除いて、全て町長に報告しろと書いてあるんです。上司がないがしろにされているんですよ、この契約書の中で。園長は何かあったら町長に報告しろ。こういうような重要なポストに、なぜ管理職を置かないんですか。私は少なくとも3年や5年保育に精通した人を置くべきだといふふうに考えております。今まで私が知る限りでは、大体1年ないし2年で、ころころ園長がかわっているんですよ。もうちょっと私はこども園の運営に対しては慎重な配慮をぜひお願いしたいと思います。

それから、これは最後の町長の答弁でいいんですが、空き家バンクなんですけれども、これを誰でもいいから登録というわけにいかないんですよ。これは行政がきちんとした、バンクへ登録する人、それから入居を希望する人、きっちりある程度の調査をして結びつけないと、後でとんでもないトラブルになることが多々あるんですよ。非常に難しい問題になるんです。だから、私はまだ1件も成約はなっていないと思うんですけども、これを利用して町を活性化しようというのは、気持ちはわかりますけれども、非常に難しい問題であります、正直なところ。そんなところへ町が介入するなら介入するだけの組織をつくらないと、そういう問題は解決できないと思います。

先ほどの中学校の海外派遣の問題ですね、私は今年6月に後援会だよりを配布していたときに、ある場所で4人の3年生に出会いました。話しかけました。長柄中学の3年生は今度オーストラリアに短期留学があるんだってねと聞いたらですね、私も行く、私も行くって2人が大きな声を、誇らしげに手を上げたんですよ。行かない2人の生徒は、首をうなだれたんですよ。この光景を見たときに、私は言葉が詰まったんです。この事業が本当に保護者や生徒にとって公平な義務教育なのか。もしかして、区別しているんじゃないか、あるいは結果的に差別につながっているんじゃないかと。ですから、私は保護者の真の思いを聞きたくて、ぜひ無記名のアンケートをとって、しっかりと精査していただきたい。このように考えておりますが、これも3回目ですから、最後の質問ですけども、きちんとした答弁をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 先ほど、大岩議員の4人のうちの2が下を向いたのが、

もし本人は本当に行きたいのに何らかの理由で行けないということで残念がって下を向いたんであれば、非常にかわいそうだなと、今本当に同感いたしますが、そういったことで、先ほど申しましたように、経済的な部分も含めてまた今後検討していきたいというふうにお答えをしたところであります。

そういったことも含めまして、アンケート調査については、方法が無記名になるかどうかというのはまた別の問題といたしましても、この事業がどうであったのかという評価は、どこかでやはりしなくちゃいけないというふうには考えておりますので、すぐ来年ということではないかもしれませんが、何回か実施した後に、その辺は考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 現在の組織では、外部からその資格を持った経験豊富な方をこれまでお願いしてきたところでございます。先ほど大岩議員がおっしゃっていました町長にということですが、町長、組織ですので、班長、課長というふうに決裁をとって町長に報告するというようなことでございますので、組織として中間がないということではありません。そして、何よりも私ども園長と連絡、相談、報告、密にとりまして、子供たちを安全に万全にお預かりするよう努めておりますので、現在の組織の中で絶対に失敗がないように、事故がないように万全に取り扱っておりますので、ご理解のほどを賜りたいと思います。

なお、先ほども申し上げましたが、組織については現在検討中でございますので、その中で種々協議はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔「今の話の中で、今までどおり続けるのか、人事を」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今、説明しましたように、来年度、いわゆる機構改革になります。そういった意味で、今、大岩議員が責任の所在はどうなんだと、明確になっているのかと、これだけの大所帯をしょわせておきながらそれでいいのかと、これはもう当たり前過ぎるほど当たり前でございまして、その辺のところは、できるだけ来年4月1日に向けて機構改革を含めて庁内の改革に取り組みたいと、そう思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で大岩芳治君の質問を終わります。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆さん、こんにちは。5番、本吉敏子でございます。最後の登板ということでありますので、もうしばらくおつき合いをしていただければと思っております。

初めに、このたびの台風の影響で、関東や東北で50年に一度と言われています記録的な豪雨により、河川の氾濫、土砂災害が発生するなど、大きな被害が出ております。被害に遭われた皆様に、お見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧を願っております。

また、7月の町議会選挙におきましては、町民の皆様の絶大なるご支援、温かなご支援をいただきまして、2期目の当選をさせていただきました。これからも町民の皆様の代弁者として、また女性の目線で、しっかり働いてまいります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、5項目にわたって一般質問をさせていただきます。

1項目め、新型交付金について。

国においては、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、昨年12月には、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略と長期ビジョンが閣議決定されました。

本町においては、少子高齢化が既に始まり、今後も人口減少が進む見込みであることから、人口減少の克服、地域経済の維持、活力ある地域産業の発展など、さまざまな課題への対応が求められている中で、中長期的な展望に立った施策の総合的な進展が何よりも大切です。

このため、今年度中に人口の将来展望である地方人口ビジョンと、これをもとに新たな雇用創出や移住の促進、安心な暮らしの確保など、地域の特性に応じた具体的な施策と目標を盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、地方創生の取り組みを本格的にスタートさせることにしています。

本町におきましても、人口高齢化や減少が進む地域を元気にするため、地域住民生活緊急支援のための交付金、プレミアムつき商品券に取り組み、実現し、明るい話題となり、大き

な反響を呼んでおります。

また、政府は、従来の縦割りの補助金、交付金では対応できない課題や、先駆的裁量事例の取り組みや、それらを横展開に取り組む地方に支援するため、2016年度の当初予算で新型交付金を創設することも明記されました。

新型交付金は、先駆的な取り組みを実施する自治体に自由度の高い予算配分が実施されます。支給対象は、地方創生に関する今後5年間の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略を2016年3月末までに策定すること、地域の観光戦略の司令塔となる日本版DMO、官民共同型観光推進体制の設置など、先駆的な事業を行う費用の半分に交付金が使えます。残りの費用は自治体の負担となりますが、人口減少、高齢化、東京一極集中、立ちはだかる課題は大きく、一朝一夕で解決できるものではありませんが、新型交付金は、地方創生を安定的に支援する財源となりますので、自治体にとっては心強いものです。

そこで、地方創生に意欲のある自治体に新型交付金が配分されますが、本町は、どのような取り組みと活用をイメージされているのかお伺いいたします。

2項目め、マイナンバー制度について。

いよいよ平成28年1月からマイナンバー制度、社会保障・税番号制度がスタートいたします。マイナンバーは、住民票を有する国民一人一人に1つずつつけられる番号です。当面は社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一の情報であることを確認するために、コンピューターで一元管理され、希望者へ交付される予定です。ただ、現時点では、制度の概要や利点は十分に知られているとは言えません。また、サイバー攻撃で日本年金機構の個人情報が漏れた問題などを考えると、コンピューターシステムの安全性もまだまだ心配なこともあります。

そこで、4点お伺いいたします。

1点目、マイナンバー導入のメリットをお伺いいたします。

2点目、番号は、いつ、どのように通知されるのか、また準備状況をお伺いいたします。

3点目、マイナンバーは、どのような場面で使用することになるのかお伺いいたします。

4点目、マイナンバーの取り扱いについて、安全管理はどうかお伺いいたします。

3項目め、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）についてお伺いいたします。

2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。2025年度をめどに、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分ら

しい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していかなければなりません。地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域支援事業の充実を推進していくことが求められています。

長柄町第6期介護保険事業計画にあります、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の中にあります介護予防サービスの種類、内容、人員基準、運営基準、単価等が全国一律となっている要支援1から2の予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、町が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みを平成29年度末までに地域支援事業の形式に見直していくことになり、日常生活支援総合事業として移行されるようになりました。

その中にある介護予防・生活支援サービス事業の中に、訪問型サービスがあります。その訪問型サービスについて、2点お伺いいたします。

1点目、本町の介護予防・日常生活支援総合事業は、いつ、どのような体制づくりを考えているのかお伺いいたします。

2点目、訪問型サービスD、買い物や通院等ができない高齢者への移動支援について、具体的に、また人材育成や補助金等をどのように進めていくのかお伺いいたします。

4項目め、障害者支援についてお伺いいたします。

1点目は、障害者優先調達推進法のための施策についてお伺いいたします。

障害者の経済的な自立を促すための障害者優先調達推進法が平成25年に施行されました。障害者がつくる製品の優先的な購入を国などに義務づけ、就業機会をふやすことで自立を促進することを目的とし、国や自治体に対し、障害者就労施設などからの優先的、積極的に物品や業務を発注する努力を求めており、行政側は毎年度調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならないとされております。しかし、市町村の過半数が調達方針を策定していないことが、厚生労働省の集計でわかり、その理由として、地域の障害者施設がどのような商品を手がけているのか十分に把握しておらず、方針を決められなかった自治体が多かったと新聞の記事にありました。

現在、本町は、国府里にはっぴいマウスという事業所があります。働くことを通して社会参加と自立を目指す施設です。物品等の調達の推進を図るための方針、調達目標、実績についてお伺いいたします。

2点目は、内部障害者への理解と支援についてお伺いいたします。

内部障害とは、心臓機能、肝臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸機能、小腸機能、HIVによる免疫機能の6種類の障害を指し、身体障害者に含まれます。外見ではわかりにくいために、さまざまな誤解を受けられているとお聞きしております。

そこで、本町は、内部障害者への理解と支援についてどのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

最後に、5点目、子育て支援について、また子供の発達に関する支援についてお伺いいたします。

自閉症や学習障害、LD、注意欠陥多動性障害、ADHD、アスペルガー症候群などの総称である発達障害者は、全国で190万人、小学生の6人に1人が該当すると言われております。これまで発達障害は従来の障害の概念外であったため、支援の谷間に取り残され、本人も家族もその自覚のないまま、集団生活の中でしつけができていない子供、我慢が足りない子供、問題児などとされてきました。そして、幼児期、学童期、思春期の成長過程において、適切に診断、治療を行わないことによる二次的な障害に悩まされてきました。

ある専門家によりますと、現在社会問題化していますニート、ひきこもりは、こうした発達障害を抱えている方が潜在的に大きな割合を占めていると言われており、中には80%が発達障害であると指摘されております。この発達障害者は年々増加傾向にあり、また発達障害の症状は、通常低年齢において発現し、見分けがつきにくく、幾つか合併している場合もあるようです。

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、法律には、国及び地方公共団体の責務として発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されております。

そこで5点お伺いいたします。

1点目、発達障害の早期発見についてどのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

2点目、発達障害は周囲とうまく意思疎通ができないことや、気が散りやすく落ちつきがないこと、また関心に強い偏りがあることなどが特徴とされており、脳機能障害が原因とされております。しかし、発達障害の認識がないことや無理解からこのような症状を性格や人格、中には子育てに問題があるのではとの声があると伺っております。まだまだ社会の認識も低い現状を示していると思います。そこで、本町として発達障害の認識、理解促進のための取り組みをお伺いいたします。

3点目、発達障害にはケースごとに特性が異なり、周囲の理解が得にくいこともあるため、

保護者の不安解消につながる相談体制の現状と課題についてお伺いいたします。

4点目、平成23年第3回定例議会におきまして、子育て支援について質問をさせていただき、本町独自の子育てハンドブックの作成を提案し、実現されました。また、妊娠から出産、子育てまで幅広い子育て支援サービスの情報を子育て支援ガイドブックとして冊子にまとめ、27年度版で発行されております。母子手帳の配布のとき、あるいは転入時、また新生児・乳児訪問のときに保健師が持参するなど、住民課健康福祉班の窓口カウンターにも置いてあります。町のホームページからも見るすることができます。とてもコンパクトにまとめられていて、またその中には心配事があったらそれぞれの機関に連絡をしてくださいと掲載があるだけです。このハンドブックに発達障害別に起きる子供の症例など、Q&Aなどを記載していたければ、認識を深め、早期支援につながると思います。

そこで、本町の子育て支援ガイドブックに発達障害の認識を深めるための工夫や発達障害早期支援リーフレットを作成することを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

5点目、本町では、母子保健事業、子育て支援事業を通して、乳幼児における疾病や障害の予防と早期発見に1歳6か月児、また3歳児を対象に健康診査を実施しております。発達障害を早期に発見し、支援するための取り組みに5歳児健診がございます。

5歳児健診とは、法定の3歳児健診と就学前健診の間に行われるものであり、現行の制度では各自自治体が独自で設けて実施することとなります。現在取り組みが進められておりますLDやADHDなどの発達障害は早期発見、早期療育が重要であります。3歳までの乳幼児健診では発見しにくいことから、問題が見えてくる時期である5歳での健診導入が全国自治体で広がっております。県内では、成田市、野田市、我孫子市、いすみ市、横芝光町で5歳児健診を行っております。5歳児健診を行えば、小中学校で把握される軽度発達障害のほとんどを発見できる可能性を示唆する研究も発表されております。

私は、大多喜町のこども発達支援センターそらいろと、睦沢町のつくも幼児教室を視察させていただき、勉強させていただきました。その際に、5歳児から1年半をかけてできることはありますが、対応が遅れると症状が進むと、5歳児健診の必要性をお話しさせていただきました。就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかり、適切な対応、対策を講じることなく、子供の就学を迎え、状況を悪化させていることも事実だそうです。

さまざまな課題があると思いますが、子供たちのためにも早急に発達障害を早期に発見、支援するための取り組みに5歳児健診の導入を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1点目の新型交付金についてのご質問でございますが、昨年11月に施行されました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、少子高齢化に伴う人口減少の歯どめ、また東京圏の一極集中を是正するために、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定するもので、今年度中の策定を目指して、現在総合計画策定審議会の委員の皆さんや庁内会議で協議・検討を重ねているところでございます。本吉議員におかれましてもこの審議会委員としてご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

この地方版総合戦略の策定に当たりましては、国が示す4つの基本目標がございます。

1点目に、地方における安定した雇用を創出すること、2点目に、地方への新しい人の流れをつくること、3点目に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること、4点目に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すること、これらの基本目標に沿った行政サービスや施策について交付金が交付されるものでございます。

先ほども申し上げたとおり、策定に向けて協議・検討を重ねている段階ですので、現時点で具体的な施策をお示しすることはできませんが、現在、長柄町第4次総合計画や実施計画を踏まえながら、新しい町づくりの視点に立ち、長柄町総合戦略の早期策定に向けて取り組んでおりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目のマイナンバー制度でございますが、この制度は、住民登録がある全ての方に12桁の個人番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関で管理している個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されるもので、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度であります。

マイナンバーにより、各種申請等の際に必要な行政機関が発行する添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、住民の負担が軽減されることが期待されております。また、所得情報やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援ができるようになります。

さらに、行政機関などが行うさまざまな情報の照合、転記、入力などに要していた時間や



労力が大幅に削減され、複数の業務間での連携が進み、作業の重複による無駄を削減できることが期待されております。

住民への通知は、法施行日である10月5日以降、地方公共団体情報システム機構より個人番号をお知らせする通知カード及び個人番号カードの申請書が郵送される予定であります。

現在、町では、1月からの個人番号カード発行及び運営に向けて準備作業を進めているところであります。

個人番号の主な利用範囲は、年金や雇用保険の資格取得・確認、給付を受けるときや、医療保険等の保険料徴収等の手続、福祉分野の給付の事務、さらに確定申告や届出書、調書等を税務機関へ提出する際に使用することとなります。

また、個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・性別の基本4情報と顔写真が掲載されますので、身分証明書としてご利用いただくことも可能となります。

次に、安全管理についてですが、マイナンバーは、申し上げたとおり、利便性の向上や行政の効率化などが図れる一方で、情報漏えいなどにより個人のプライバシーが守られなくなることが懸念されております。そのため、利用、提供、収集などは法律で制限が設けられ、個人情報保有する事務ごとに、特定個人情報保護評価を行うことが定められ、不正使用した場合の罰則規定も設けるなど、従前より厳しい規定となっております。

町といたしまして特定個人情報等の取り扱いについて、国のガイドラインや番号法、町個人情報保護条例を遵守し、安全管理の徹底を図る所存でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目の介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えいたします。

まず、事業の開始時期及び体制づくりについてですが、第6期介護保険事業計画において、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護制度の持続性を高め、地域の多様な主体・人材を活用した地域包括ケアシステムの実現に向け、新しい総合事業に取り組み、介護予防・日常生活支援の充実に努めることとしています。

介護予防・生活支援サービスを地域の多様な主体を活用し、持続的に実施するためには、既存のサービスに加え、高齢者を支援の受け手側から、逆に支え手側に移行し、みずから互助・自立を促していくことがこれから必要と考えております。

このことから、まず、介護予防出張教室を引き続き推進することで、介護予防推進員・介護予防サポーター・認知症サポーター等の活動組織を育成・支援し、地域のさまざまな活動に結びつけたいと考えています。また、町社会福祉協議会と連携し、「生活支援コーディネ

ーター」を育成し、サービスの基盤となる協議体の設置を急ぎたいと存じます。

次に、訪問型サービスD、いわゆる高齢者の買い物支援、移動支援等についてですが、特に緊急性、必要性の高い事業と認識しています。当面、「生活支援コーディネーター」の育成及び協議体の設置の過程における関係機関と協議の中で、ご質問の点も含め、具体的な方針を決定してまいりたいと存じます。

また、このこととは別に、先ほど池沢議員に答弁申し上げましたとおり、地域包括ケアシステムの構築までの間、町の事業として早急に取り組む考えがありますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、4点目の障害者支援についてお答えします。

まず、物品調達の方針、目標、実績についてですが、平成25年4月に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が施行されたことにより、国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から、優先的に物品を調達するよう努めることとされております。

また、調達方針の策定が義務づけられ、本町においても本年6月に策定したところであります。方針としては、障害者優先調達推進法の規定により、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的としております。

調達目標については、具体的な数値は示さず、昨年度の実績を上回ることを目標としております。

本町においては、企業等に就職が困難な人に対して雇用契約を結ばずに働く場所を提供し、働くことを通して社会参加と自立を目指す施設として、国府里にはっぴいマウスという事業所があり、障害を持った方々が作業をしております。

調達の実績ですが、昨年度から近隣の国府里水辺公園の美化業務として産業振興班が草刈り業務をお願いしており、昨年度は年1回でしたが、今年度は2回お願いします。

また、調達とは異なりますが、道の駅ながらで、はっぴいマウスで製造した家庭の廃油を利用した洗濯用手づくり石けんの販売コーナーを提供しています。

今後も、昨年度の実績を上回ることを目標として、草取りや洗濯用手づくり石けんの有効活用などについて検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、内部障害者への理解と支援についてですが、内部障害には、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、H I Vによる免疫機能障害、肝臓機能障害の7つの障害があります。

内部障害者の共通の悩みとして、体の内部に障害を有するため、外見上では健常者と変わらず、障害があることがわかってもらえず、日常生活においてさまざまな誤解を受けることがあります。

本町における支援につきましては、内部障害者に限らず全ての障害者に対し、日常生活用具の給付や医療費助成などさまざまな助成制度を活用し、支援しているところであります。

今後は、町のホームページで配慮方法の掲載などを検討してまいりたいと存じます。

5点目の発達障害児への支援でございますが、本町では、母子保健法で定められた1歳6か月児健診、3歳児健診を町保健センターで実施し、その際に、睦沢町にあります、児童発達支援センターつくも幼児教室の相談員を招き、子育て相談支援を実施するとともに、発達障害に関するリーフレットやパンフレットを配布し、保護者の認識・理解を深めているところであります。

また、幼児健診対象外の保護者に対しても、本年度より作成した子育て支援ガイドブックの配布時に、必要に応じてリーフレット等を差し上げているところであります。

ことばのおくれ、落ちつきがない、集団生活が苦手などの保護者の不安は多々ありますので、状況に応じて、専門科のある医療機関、つくも幼児教室などを紹介しているところであります。しかしながら、現状では、なかなか利用にはつながらず、相談を先延ばしにしてしまう傾向があります。

また、5歳児健診の導入についてですが、現在こども園において、県の特別支援アドバイザー派遣事業を活用し、東上総教育事務所の専門職員が園児全員の発達状況を確認しているところであります。当面は、この事業を継続してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、雑駁でございますが、本吉議員の質問に対する1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、自席にて、2回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、新型交付金についてですが、これは要望というか、質問ではありません。新型交付金はどうすれば自分の町が元気になるかということで、大事なことは、あくまでもそこで生活する人がかなめであり、また人を中心に施策づくりを考えていかなければいけないことだと思えます。生き生きと暮らせる町、先ほども町長からありましたけれども、住みたい町、また住み続けたい町の施策が盛り込まれるよう、魅力あふれる町づくりを進めていただきたいと思えます。

次に、マイナンバー制度についてお伺いいたします。

内閣府が3日に発表されました世論調査結果によりますと、マイナンバーの内容まで知っていた人というのが43.5%、2月公表の前回の調査では28.3%ということで、格段に増えたものの、半数に届いていないというのが現状だそうです。制度の周知徹底とともに、まず番号の通知が確実に届くことができるかというのが最初の関門だと言われています。

通知は、住民票に記載された世帯ごとに簡易書類で郵送されてきますが、住民票の住所と違う場所に住んでいたりと、通知が届いたことがわからないこともあります。政府は、11月末までに発送を終えるとしていますが、本町は、どのような対策を予定されているのかお伺いいたします。

また、住民の皆様にはマイナンバー、個人番号をお知らせする通知カードが本年10月以降、10月に入ってから郵送されていきますが、個人番号カードを発行される町民の数、何%を予想されているのかお伺いしたいと思います。

また、本町はどのぐらいを目標にしているのかということもお伺いしたいと思います。

3項目めの介護予防・日常生活支援事業の新しい総合事業についてですが、これは要望です。先ほども町長からの答弁もいただきました。本当にこれからまた社会支援コーディネーターを育成しながらということでありましたので、とても期待をしながら、また協議会等も立ち上げるということでありましたので、とにかく取り組みをしていただきたいと思います。

私も介護予防教室でいろいろな自治会に伺わせていただいております。皆さん一番心配なことは、やっぱり今はよくても、これから買い物や病院に行くのにとっても不便であること、今までのデマンドタクシー、また乗り合いタクシーの提案をさせていただいてきましたが、買い物支援、通院支援、交通弱者の方々が安心して暮らせる対策を積極的に早く、また取り組んでいただきますよう、これは強く要望いたします。

障害者支援についてお伺いいたします。

障害者就労施設についてですが、私も、はっぴいマウスで作られています、家庭用の廃油を利用して作られています石けんなどを購入しております。製品などをホームページで公表して、障害者の作業実績を幅広く認識してもらい、民間からの、ちょっとあるかわかりませんが、発注につなげるような取り組みなどを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

内部障害の支援についてですが、本町における支援では、全ての障害者に対して、先ほどもありましたけれども、医療費等、また助成制度を活用しておられるということだったと思

います。外見ではわからないサポートを必要とする人が持つハート・プラスマークは、内部障害や内臓疾患がある方をあらわします。今年の第2回定例議会のときには、ヘルプカードというものを私も提案をさせていただきました。障害者、難病者が必要とする場合のカードについてお伺いしましたが、その内部障害や内部疾患の方の中には、近辺での携帯電話の使用を控えてほしいとか、また障害者用駐車場スペースにとめたいということ都希望しているマークがあります。このマークを着用されている方を見た場合には、内部障害、また内部疾患への配慮にご理解とご協力をお願いしたいと思いますが、本町ではこのハート・プラスカードを含め、何か取り組んでいることがありますでしょうか。これをお伺いします。

最後に、子育て支援についてお伺いいたします。

今、答弁をいただきました。母子保健法で定められた健診をして、また保護者にパンフレットを差し上げ、また状況に応じては専門家、また医療機関を紹介されるということだったと思います。相談体制についてはもう一度お伺いしたいと思うのですが、一番大事なことは保護者の不安解消につながるきめ細やかな相談体制ではないかと考えますが、いかがでしょうか、再度答弁をお願いいたします。

また、きめ細やかな相談体制の方法として、千葉県ペアレントメンター養成講座というのがあります。これ平成24年11月に行われております。このペアレントメンターというのは、ペアレントというのは親です、また、メンターというのは信頼できる相談相手のことです。日本自閉症協会が、2005年度から全国各地で養成を始め、国も2010年度から本格的な養成事業に乗り出しております。

養成講座では、相談技術の基礎や実技などを学びます。発達障害は特性が異なり、周囲の理解が得にくいこともあるため、発達障害を持つ子供を育てた先輩保護者がいれば、認識を共有し、不安の解消につながるほか、親の孤立を防ぐための有効な手だてとなると考えます。専門家とは違う身近な存在として、生活の工夫や地域の情報なども共有することができます。

そこで、行政が窓口となり、またペアレントメンターを養成する講座を開設してはいかがでしょうか、その考えをお伺いしたいと思います。

また、答弁にもありましたが、本町では1歳6か月児健診、3歳児健診を町の保健センターで実施されております。その際には、睦沢町の児童発達支援センターのつくも幼児教室のセンター長も一緒に児童の様子を見ているということで、私もセンター長からも伺っておりますし、その際に全員にパンフレットを配布されているということも伺っております。保護者の不安のある方や状況に応じて、つくも幼児教室に紹介されているようですが、先ほども

いらっしゃらないということをしていましたけれども、現在、長生郡市内の発達支援センターは1カ所しかありません。定員は50名ということのところ、今48名でいっぱいということで伺っております。毎日理学療法士さんが来られるわけでもなく、月1回ということで、できればもう1カ所ぐらい長生郡の中、広域の中にも児童発達支援センターがあるといいんじゃないでしょうかという、そういう話もされておりました。

長柄町は、児童発達支援についても充実している町であると認識されれば、長柄町に引越されてくる方も増えるのではないのでしょうか。担当課のお考えをお伺いいたします。

2回目の質問は以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） マイナンバーについてお答え申し上げます。

マイナンバーの送付につきましては、議員のおっしゃるとおり、住民票の住所地ということで送付いたします。これにつきましては、地方公共団体情報システム機構というところから皆様方に簡易書留で送付する予定でございます。その対策につきましては、特段とってございませんけれども、それに伴います問い合わせにつきましては万全を期してまいりたいと存じます。

また、通知カードの送付に係る目標につきましても、これ特段定めているものではございませんけれども、今後PRの普及、また啓発等に努力し、送付に目標を掲げるかどうかあれですけれども、任意でございますので、その辺を含みましてつくっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） まず、障害者支援でございますけれども、ご存じのとおり、国府里にございますはっぴいマウスのほうで石けんのほうを作って販売しておるわけでございます。これにつきましては、道の駅で販売しているわけでございますけれども、その辺の実績等、実際には、現時点では、うちのほうは一切把握はしておりません。また、今後、はっぴいマウスのほうと連携をとって公表できるかどうか検討してまいりたいと思っております。

ハート・プラスカードということで、町のほうで内部障害に関して何か取り組んでいるかというご質問でございますけれども、具体的には、先ほどの町長の答弁がありましたとおり、町独自といたしますか、そのような取り組みは行っておりません。国や県の助成制度等を利用

して補助しているわけでございます。

内部障害ということで、一般の方と見た目がわからないということで、それなりのいろいろ被害じゃないですけども、こうむっている方もおろうかと思えますけれども、実際、中には自分は障害者であるということを余り世間に公表といたしますか、広めたくない方もおります。ということで、具体的には黙っている方もおりますので、町長の答弁にありましたけれども、ホームページ等で一般の方、いわゆる健常者でございますけれども、支援方法についてご協力をしたいと考えております。

最後の子育て支援関係ですけども、ペアレントメンター養成講座ですか、私もちょっと勉強不足で知らなかったわけですけども、今後このような事業等を導入できるか検討してまいりたいと思っております。

最後の発達支援センターの、これは町への誘致ということでしょうか。これにつきましては、何とも申しわけなんですけれども、実際、町のほうからも通っている子もおります。陸沢町にあるつくもですけども、この辺、また管内町村ともいろいろと協議してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） マイナンバーについてですけども、国は、枚数が決まっているということで、これは全員のところに行き渡るかどうか分からないという話を聞いていますが、その辺は町はどのように受けとめているのかということをお聞きしたいと思います。

マイナンバーの取り扱いということに対しては、これは要望ですが、個人情報の保護法よりも厳格な保護措置が設けられているということで、先ほどもお話があったと思いますが、対策の見直しと、それを踏まえた準備をまたしっかりとお願いしたいと思います。

障害者就労施設についてなんですが、これはまた障害者の要望です。障害者の雇用、また就労環境の改善は大きな課題であります。ぜひホームページも活用して、一人でも多くの障害者の人にも経済的自立の道を広げ、雇用の機会の拡大につながるようさらなる配慮を要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

子育て支援についてですが、先ほど誘致というお話がありました。これは大多喜町でもそうですし、陸沢町でもそうでしたが、これは大多喜町は場所さえあればということで、今そこで事業所を行っているんですが、そこはもと車屋さんだったところを使わせていただいて、そこでもう始めたということで、それが長柄町からも1人来られているということを書いて

おりました。できれば近くにあったほうがいいということで、できればそういう空き教室、またはあいている場所があれば、すぐそこで開催をすることができるということでお話しも伺いましたので、前向きな検討、また長柄町はやっぱり障害者に対しても本当に手厚く一人一人を大切にしているんだということがわかるような、そういう対策をしっかりとまた考えていただければというふうに思っております。

また、子育て支援ガイドブックの件ですが、配布のときに必要に応じてリーフレットを差し上げているということでありましたけれども、発達障害の認識を深めるためにも、さらなる工夫を重ねていただきたいと思います。よりよいものにしていただくように、これも要望します。

もう進んでいるところは、今できれば、前にちょっと相談をしたときに、1歳6か月児健診でもどうなのかということがわかるという話をされておりました。今2歳児健診というのがありまして、佐野市だとか大阪市はもう2歳児の健診を取り入れまして、目の動きでその発達障害の状況がわかるという、そういう取り組みを入れているという自治体もありますので、先進事例じゃありませんけれども、もう早目の対応をしっかりと長柄町としても考えていただければというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） マイナンバーの町の発行枚数ですけれども、特段決めておりませんけれども、基本的に全町民ということで考えております。また、さらに国との連携を密にいたしまして推進してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時45分といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどで一般質問を終わりにします。



◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（株式会社千葉国際カントリークラブに対する権利の放棄について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 権利放棄の専決処分をご報告申し上げ、承認を求めるものです。

株式会社千葉国際カントリークラブが、平成27年1月9日に東京地方裁判所に民事再生手続の申し立てを行いました。その後、再生計画案が債権者に示されました。その内容は、会員権などの債権を一律47%減額するもので、長柄町の保有する債権額145万円を76万8,500円にするものでした。

この再生計画に同意するか否かの意思表示を平成27年6月2日を期限に東京地方裁判所から求められました。このため、平成27年5月12日に専決処分を行い、再生計画に同意する旨の意思を表示いたしました。その後、平成27年6月10日付で、東京地方裁判所から再生計画認可決定を経て、平成27年7月7日に額の確定がなされましたので、本定例会で報告申し上げるものです。

なお、本来ならば、地方自治法第179条第3項に基づき専決処分後の6月定例会に報告すべきところでしたが、報告が遅れましたこと、まことに申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

今後の専決処分につきましては、このようなことがないように、私ども細心の注意を払ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（月岡清孝君） 本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（株式会社千葉国際カントリークラブに対する権利の放棄について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第1号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一部改正は、平成28年1月からのマイナンバー制度の開始に伴い、特定個人情報の取り扱いについての規定を定めるのが主な理由であります。

地方公共団体においては、特定個人情報の取り扱いについて、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の規定に従うこととなりますので、法に規定する特定個人情報に関する規定を追加するほか、法の定めを読みかえて適用する、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、特定個人情報に関する措置について、本条例に定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、この改正は、10月に送付される通知カードに対応するため、本定例会に上程するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第2号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行、いわゆる社会保障・税番号制度の導入に伴い、新たに通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付の手数料を加えるものであります。

なお、両カードの手数料については、総務省の通知により定めたものであります。また、これに伴い従前の住民基本台帳カード交付の手数料は、廃止となります。

あわせて、住民票及び固定資産評価証明書について、事務の電算化に伴い、それぞれ実情に沿った額に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋です。

この通知カードの500円、並びに再発行、紛失等の通知、マイカードですね、ナンバーカード800円、この金額の根拠、理由を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 根拠につきましては、先ほど町長の説明のとおり、総務省からの通知に基づくものでございます。さらに、総務省のほうで試算いたしました額を使ったというところがございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 異議ございません。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により3名の委員とし、任期3年で選任しております。

このうち、15年の長きにわたりご尽力いただきました柴崎元俊氏が、本年6月22日で任期が満了し、退任されました。

このたび、後任といたしまして、若菜秀則氏を選任したくご提案申し上げます。

若菜氏は、地域の状況に広く精通されており、また人格・識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明を申し上げます。

本案件につきましても、固定資産評価審査委員会委員のうち、平野和男氏が本年6月に辞職されたことに伴い、その後任といたしまして、近藤秋二氏を選任したく、ご提案申し上げますのものであります。

近藤氏は、地域の状況に広く精通されており、また人格・識見ともすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

#### ◎議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第3号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第4号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第4号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。5,627万8,000円を追加し、補正後の予算総額を35億5,780万4,000円とするものであります。

主な内容を款別で申し上げますと、総務費では、町内企業の法人町民税の確定申告による還付金の増、民生費では、障害者自立支援給付金等の前年度実績に伴う償還金の増、農林水産業費では、鳥獣被害防止総合対策給付金による電気柵設置のための補助金の増、土木費では、町道3033号線等の事業費の増、またスマートインターチェンジ事業進捗に伴う長柄町負担分の増等です。

これらの経費の充当財源といたしまして、国県補助金、町債及び繰越金を充当するものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、補正額は1,274万9,000円の増額で、補正後の予算総額は12億1,214万9,000円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、重度心身障害者等の高額医療費支給制度の変更に伴うシステムの改修費用の増、平成26年度療養給付費等の額の確定による返還金の増であります。

歳入は、前年度繰越金を充当いたします。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、補正額は1,399万2,000円の増額で、補正後の予算総額は7億1,899万2,000円となります。

主な内容は、平成26年度介護給付費の額の確定に伴う負担金の返還のための増であります。

この経費の財源といたしまして、前年度繰越金等を充てるものであります。

以上で、説明を終わりますが、詳細につきましては、財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 議案第3号 一般会計補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

まず、歳出の内容から申し上げます。

2款1項3目防災対策費、11節印刷製本費の86万7,000円の増は、避難判断基準伝達マニュアル概要版の作成のためのものがございます。これは全戸配布の予定であります。

4目財政管理費、13節委託料8万7,000円の増は、財務会計システムの作成のためのものがございます。

9目諸費、19節補助金112万円の増は、西山自治会、徳増自治会の集会施設改修工事の補助金交付のためのものがございます。

11目社会保障・税番号制度事業費、13節委託料404万円の増は、番号制度に伴う国と町とのデータのやりとりのためのチェックのためのシステム改修費のためのものがございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費、12節役務費10万円の増は、クレジット決済を希望する大口納税者がおりますことから、利用料の追加補正になります。

23節還付金の1,400万円の増は、町内企業の法人町民税の確定申告によるものであります。

3項戸籍基本台帳費、1目戸籍基本台帳費99万8,000円の増は、12節、13節、18節ともにマイナンバー制度にかかわるものであります。住基ネット公的個人認証の統合端末用タッチパネル機器の導入とシステムの構築によるものがございます。

続きまして、9ページでございます。

3款1項3目障害者福祉費、23節465万円の増は、前年度事業費確定に伴う国庫負担金の返還金でございます。それぞれ障害者支援給付費364万3,000円、障害児入所給付費44万7,000円、障害者医療費56万円が返還になります。

6目福祉センター費、11節51万2,000円の増は、福祉センター浄化槽の原水ポンプのふぐあいに対処するためのものであります。

18節備品購入費9万円の増は、高齢者向けに大広間で利用できます座敷椅子を購入するものがございます。

7目介護保険費、28節繰出金18万6,000円の増は、介護保険特別会計への繰出金であります。

4款1項2目予防費、14節17万7,000円の増は、健康管理システム更新に伴うものであります。

23節12万円の増は、26年度事業実績に伴う未熟児養育医療費の国庫負担金の返還であります。26年度は3名の予定で国に要求いたしておりましたが、実績は1名でありました。よって、2名分の補助金を返還するものがございます。



10ページになります。

5款1項3目農業振興費、19節625万5,000円の増は、鳥獣被害防止対策事業といたしまして、町内4地区に電気柵16キロメートルを設置するための補助金の増であります。

4目農業基盤整備費、19節164万6,000円の増は、多面的機能支払交付金制度にかかわるものであります。この制度は、千葉県土地改良事業団体連合会が事業実施主体といたしまして、国、県、町から補助金、交付金を受け入れ、自治会等の活動組織に助成しておりましたが、制度の変更により、事業実施主体が千葉県土地改良事業団体連合会から活動組織に移行されるため、町が国県の補助金を一旦受け入れ、町負担分を合わせ、活動組織に補助するものでございます。したがって、当初、千葉県土地改良事業団体連合会へ負担する予定でありました54万9,000円を減額とし、国県からの補助金に減額した54万9,000円を加えました219万5,000円を活動団体に補助するものであります。

5目都市農村交流費、12節役務費27万6,000円の増は、本年3月に設置済みの浄化槽がございしますが、この浄化槽は、浄化槽法第7条に基づき検査が義務づけられております。この法定検査前に、浄化槽の汚泥引き抜きなどの清掃が必要になったことから増額するものでございます。

15節工事請負費92万円の増は、町野球場の女子トイレ内での上水道の漏水補修工事です。また、長柄ダム堤体付近の公衆トイレの放流ポンプスロートスイッチが老朽化により機能に支障が出てきております。この交換工事になります。

次に、7款1項1目土木総務費、17節公有財産購入費の35万円の増は、地籍調査により判明いたしました道路用地未登記箇所の用地購入のためのものでございます。

2目地籍調査費、11節需用費4万5,000円の増は、封筒印刷にかかわる費用でございます。

2項2目道路新設改良費、13節委託料491万円の増は、大庭地先の町道3033号線にかかわるもので、地元との協議により線形が変更になったための修正設計50万円、修正測量200万円の追加でございます。また、三沢地区の町道3137号線の境界ぐいの設置などの経費になります。また、茂原長柄スマートインターチェンジのアクセス道路となる町道1457号線の予備設計業務の220万円です。茂原市道の整備と進捗を合わせるためのものでございます。

次に、11ページになります。

15節工事請負費635万1,000円の増のうち、町道3137号線の道路改良費453万6,000円の増につきましては、年次計画をもって整備する予定で進めておりましたけれども、本件道路に亀裂が生じまして、簡易的な修繕ではこの亀裂がおさまらないこと、また農業集落排水の管路

が埋設されておりますことから、計画を前倒しして実施するものでございます。次に、町道3192号線排水整備工事181万5,000円の増は、金谷集会所付近の雨水排水の流末の整備のためのものでございます。

次に、17節公有財産購入費52万円の増は、町道3137号線にかかわるものでございます。

次に、19節負担金の866万5,000円の増は、スマートインターチェンジにかかわるものでございます。これまで行ってきました関係機関との協議が調いまして、今後本格的な用地補償交渉に入る段階へと進捗したことから、年度内見込み事業費の長柄町負担分として茂原市に納付するものでございます。

次に、22節163万円の増は、これも町道3137号線にかかわるものでございまして、立木と電柱補償に要する経費でございます。

続きまして、9款2項1目学校管理費、15節工事請負費64万7,000円の増は、日吉小学校体育館の舞台の緞帳を吊るす設備の交換工事でございます。

3項1目学校管理費の15節工事請負費41万1,000円の増は、中学校校舎の裏側ののり面が崩壊したための撤去費用でございます。

4項社会教育費、4目文化財保護費、11節需用費9万8,000円は、史跡長柄横穴群資料館の浄化槽のプロワーの修繕に伴うものでございます。

5項保健体育費、3目給食施設費、11節需用費24万3,000円の増は、ボイラー室のファン故障等の修繕のためのものでございます。

以上、歳出の説明でございました。

続きまして、歳入の説明に入ります。7ページをご覧くださいと思います。

14款2項6目総務費国庫補助金、1節社会保障・番号制度事業補助金173万3,000円の増は、歳出の2款1項11目社会保障・番号制度事業費に充当されるものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金64万4,000円の増のうち、自主防災組織設置促進事業補助金の66万4,000円の減は、県の補助事業名の変更によりますもので、新名称は、地域防災力向上支援補助金となりました。このため、旧名称から新名称へ振りかえると同時に、避難判断基準マニュアル概要版の作成に伴う補助金を加えたものでございます。

4目農林水産業費県補助金910万円の増のうち、イノシシ管理事業補助金30万円の増は、イノシシ管理事業補助金交付要綱が廃止され、新たに野生獣管理事業補助金交付要綱が制定されたものによります。

次に、多面的機能支払交付金164万5,000円の増は、歳出で説明申し上げましたとおり、実施体制の仕組みが変更となったためのものでございます。

次の野生獣管理事業補助金150万円の増は、旧要綱でありますイノシシ管理事業補助金交付要綱より補助対象及び補助単価が拡充されたもので、既存歳出に充当するものでございます。

次に、鳥獣被害防止総合対策交付金625万5,000円の増は、町内4地区の電気柵設置に対する補助金になります。

次に、21款1項3目土木債、1節公共事業債770万円の増は、スマートインターチェンジにかかわる土木債になります。

あわせて地方債補正を行いますので、4ページをご覧ください。

公共事業債を補正前3,130万円から、今回の770万円を追加し、合計で3,900万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。これらの財源になお不足するものにつきましては、再度7ページに戻りますけれども、19款1項1目1節の前年度繰越金3,710万1,000円を充当するものでございます。

以上、一般会計の説明でございました。

次に、議案第4号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）になります。

7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、13節委託料の33万円の増は、重度心身障害者児童の療養費支給が、償還払いから現物払いとなるためのシステムの改修費用でございます。

10款1項3目償還金、23節償還金1,241万9,000円の増は、平成26年度の健康保険療養給付費等の額の確定に伴う国社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

次に、歳入でございますけれども、6ページをご覧ください。

歳出に伴う財源といたしまして、11款1項2目1節その他繰越金の前年度繰越金1,274万9,000円を充てることといたしました。

次に、議案第5号 介護保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

7ページをご覧いただきたいと存じます。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、13節委託料17万3,000円の増は、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務によるものでございます。

2目介護認定審査会費、13節委託料の1万3,000円の増は、認定調査委託の件数の増によるものでございます。

3款2項1目包括的支援事業費、19節の8万円の増は、認知症初期集中支援チームのチーム員研修費の負担金でございます。

5款1項2目償還金、23節の償還金1,372万6,000円の増は、平成26年度の介護給付費、介護予防費、包括的支援事業費・任意事業の額の確定によりますもので、国県支払基金に返還するものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。

3款2項4目1節介護事業費補助金19万3,000円の増は、介護保険システム改修に伴う国の補助金でございます。

7款1項5目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金18万6,000円の増は、介護保険システム改修費、県外等の認定調査委託費の町一般会計からの繰り入れ分でございます。

以上の財源に不足するものは、次の8款1項1目1節繰越金1,361万3,000円を充てるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） すみません、一般会計の8ページなんですけれども、補助金の自治会集会所施設助成事業補助金ということで、西山、徳増地区に出ておりますけれども、この西山、徳増の集会所につきましては、リフォームでしょうか、新築でしょうか。リフォームであればどういうリフォームなのか、また補助金の割合等がわかったら教えてもらいたと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 今の鶴岡議員のご質問ですが、長柄町自治会集会所施設等整備事業補助金交付要綱の中で、一応、改修という項目の中で、補助率につきましては、1団体30万円を控除した額の2分の1という補助割合になっておりますので、よろしく申し上げます。

その中で、西山自治会でございますが、西山自治会の集会所の塗装が主になると思いますが、塗装等工事ということで、全体事業費が見積もりですと150万円ということで来てござ

います。

次に、徳増自治会でございますが、徳増自治会につきましては、便所を主にですね、トイレ、また浄化槽のほうを改修する工事ということで、全体でやはり140万円程度と聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） まず、8ページの2款総務費の徴税費ですけれども、23節の償還金利息及び割引料1,400万円という金額がございますけれども、この過誤納還付金を何社に返すのか、それと現状の利息をお聞きしたいと思います。

それと10ページの土木費の道路橋梁費、先ほど説明の中で、町道3033号線、修正設計ということで設計と測量業務が補正で出されておりますけれども、なぜこのようなことになったのか、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それと、15節の工事請負費の3137号線の道路改良工事、三沢というような説明でございましたけれども、どの辺の場所なのか、三沢の。それと何か亀裂がいつているから直すんだというようなことでしたけれども、そんなに危険性があるのか、危険性があれば、逆に災害事業か何かに持っていけないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あと、やっぱり10ページの土木債の770万円の関係でございますけれども、地方債補正の中で公共事業等債を振り向けるということでございますけれども、公共事業等債の交付税措置がこの起債にはあるのか、あるのであれば、どの程度の交付税措置がされるのか、そこまでお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） それでは、1点目の2款2項2目23節の件につきまして、ご説明させていただきます。

会社数につきましては、1社でございます。

還付加算金の利率でございますが、本件につきましては、前年12月に納められた中間納税ということで、26年分が1.9%、27年分が1.8%となっております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長、お願いします。

○地域整備班長（白井 浩君） 私のほうからは、初めに、町道の3033号線の修正関係の理由ということで、まず1点ということですが、3033号線、高山大庭線につきましては、国庫補助で現在行っておりまして、昨年、詳細設計業務、それから中心線等の測量業務を発注いたしました。年度末までに、千葉県公安委員会との協議を調えるところまで行きまして、本提出、公安委員会に対してこの道路で最終的にいいということまでこぎつけたわけなんですけれども、その段階終わりました、大庭地区のほうに2.4キロという長い路線でございまして、地元に入りましてご説明をさせていただいたところ、大庭地区におきまして、正式な大庭地区道路建設委員会なるものをきちんと立ち上げる形をとって、住民総意の理解をした形で進めるようにということで、その段になってからで、その点恐縮なんですけれども、協議の場が持たれました。

その後、6回にわたりまして協議を行いまして、一部農地をすくって山側にとか、そういうような線形の変更が生じたところでございます。その辺の線形の変更に伴いましてということでここに上げております詳細設計の一部修正というところにつきましては50万円、修正測量につきましては、一応全線の縦横断が済んでしまっていたということもありまして、これらについては長生土木事務所のほうにも、修正の場合の経费率等を参考にさせていただきまして、もちろん満額ではございませんけれども、より安価な形ということで、今回最低限ということでとらせていただいているという状況でございます。

3033号線については、とりあえず以上でございます。

次に、3137号線ですけれども、ちょっとお名前がすぐ出てこなくて申しわけないですが、三沢のですね、三沢へ入りまして集会所に向かって、本線2車線の防衛道路から集会所に向かって入りまして、右に大きく曲がって、そのまま真っすぐ行くと集会所という奥のほうに入りますが、その途中の左上の集落4軒ほどありますけれども、高田さんとかそういうところに入って行く、本当に細い道です。池座久衛さんの宅地の脇から上がっていくところです。道路は路面が普通の宅番と同じ高さから、ぐうんと奥のほうに上がっていく形です。一番高いところで見上げる以上ありますので、多分2メートル50ぐらいあるのかなと思いますけれども、そこに一昨年から路肩にひびが入っているということで、役場のほうでは、いわゆる通常維持ということで、職員がアスファルトを溶かすような形のものを持っていて、目地を埋めたりとかやっていたわけなんですけれども、その辺の開きがおさまらないということで、抜本的にそれを押さえる仕事をしようということで計画をしております。

いわゆる、ここでいいますと、道路維持になるわけなんですけれども、道路維持ということで考えて、構造物等で押さえられればということで進めてきたわけなんです、その後、活動がおさまらずに、どんどん開いてきてしまっているという状況で、先ほど説明にもございましたけれども、中には農業集落排水の管が入っているということで、フラットだったらいいんですけれども、非常に高いところの道路の中に管が入っているということで、その辺を保護することも含めてということで、維持でこれまで実施計画の中にやってきていたわけなんです、地元のほうの説明に入ったのが2月でして、いわゆる予算とか実施計画がもう既に済んでいた段階でございました。

その後、3月の終わりから4月にかけて、地元に入りまして、皆さんと集会所等で協議をした結果、入り口の地権者の方が、土地の提供を快く認めていただいたということだったので、であれば、維持費でなくて新設改良費でということになったわけです。本来であれば、今後出す3カ年の実施計画に、年次計画に沿った形でということで、順を追って出すべきところとは承知しておるところでございますけれども、今言ったような緊急性があることから、今回9月の補正予算で、用地の関係も含めて、用地取得費、それから登記、それからできれば工事まで一気にということで今回計上させていただいたということで、緊急性ということで補正予算対応をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 起債の関係でございます。このたび計上した金額に対してどのくらいの交付税措置があるかということでございますけれども、いわゆる交付税措置ということで、基準財政需要額にカウントされるものということで、毎年度の償還金額の元利償還金額のおおむね2割ほどというようなことになります。

以上でございます。

大変恐縮なんですけれども、先ほど私の説明の中で、少しおかしいところがありましたので、再度説明させていただきます。

一般会計の8ページでございます。

歳出でございます。歳出の2款1項11目の社会保障・税番号制度事業費、委託料の40万4,000円の増でございます。少し何か言い方がおかしかったということで、訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 大体の内容はわかりました。

それで、町道3033号線ですけれども、もうちょっと地元の方と密に連絡をとれば、修正のような設計業務、こういうような経費が発生しないんじゃないかというふうに考えますので、今後は気をつけて、なるべく経費を使わないようにひとつお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑はありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

それでは、2点ほど質問いたしますけれども、総務費の徴税費、これからますますクレジット決済サービスが増えると思うんですけれども、このクレジット決済会社に徴収額の何%ぐらいを支払っているのかお伺いします。

それと、農業基盤整備費なんですけれども、多面的機能の事業、今、何団体ぐらいでやっていて、その収支報告書はきちんと行政のほうでいただいているのかどうか聞きたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） クレジット決済サービスの利用料手数料でございますが、利用料金の1%をお支払いしております。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 多面的機能支払交付金を受けている団体の数でございますけれども、今年度実施の団体を含めて4団体でございます。

〔「収支報告」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 森田班長。

○産業振興班長（森田孝一君） それは国の交付金も入っているということで、毎年会計検査入るという認識を持っておりますので、各団体きっちり会計のほうはされております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 私が言っているのは、行政のほうですね、団体で収支報告書はわかるんですけれども、行政のほうでそれを把握しているかどうかなんですよ。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長。



○産業振興班長（森田孝一君） 会計のほうも、もちろん窓口は役場ということでやっておりますので、それも役場が目を通して精査した中で国のほうに提出ということになっておりますので、ちゃんとしておるといふことをご理解いただきたいと思います。

〔「はい、了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、川嶋朗敬君。

○1 番（川嶋朗敬君） 引き続き、池沢議員さんと同じような形の中で、もう一度再確認をしたいんですけども、8 ページの総務費の賦課徴収費23節、300万円の当初予算を組んでいて、今回1,400万円の補正を組みました。1 社というのは、何税に対しての過誤納還付金になるのでしょうか。ということは、当然、若干歳入についても増減が異なってくるのかどうか教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） 税目につきましては、法人町民税でございまして、ことし3月に決算を迎えた会社が、この6月に決算を行いまして、確定申告を行ったところでございます。昨年の、いわゆる企業の所得、それが損益を通算したところ、これがゼロになったということから、昨年末に納めていただいた中間納税のそれを還付するというものでございます。当然、今議員のご指摘がありましたとおり、今年の確定申告がゼロになりますので、今年の歳入も減ることとなると思われま。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1 番、川嶋朗敬君。

○1 番（川嶋朗敬君） 今回の9月補正について1,400万円という多額な過誤納還付金が発生しているわけですが、今後、28年度等ないとは言えませんが、非常に大きな過誤納還付金であります。その都度、この補正予算の中で計上していただきたく、私からのお願いにつきましては、決して予備費から充当することのないようお願いをして質問を終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ございますか。

6 番、山根義弘君。

○6 番（山根義弘君） 6 番、山根でございます。

私のほうからは、議案第5号 介護保険の特別会計でございます。歳出の7ページ、3款

地域支援事業費のところでございます。説明のところ、認知症初期集中支援チーム員研修ということなんですけれども、私の勉強不足で申しわけありません、教えていただきたいんですけれども、このチームの構成、どういう構成なのか。員数は何人か。そして、どこでどんな研修を受けるのか。そして、この支援チーム員というのは、実際の活動はどういう活動内容なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 認知症初期支援チームにつきましては、認知症サポート員というのを町内の医療機関の先生にお願いする方が1名と、あわせて、その施設の医療にかかわる看護師の経験のある方、また介護のサポートをしてくださる社会福祉士、施設の中の、ということで2名、町からは保健師1名、社会福祉士1名の2名という構成でございます。最終的には、認知症の医療機関といえますか、東金市にある施設が中心となろうかと思えますけれども、認知症にかかわるサポートのほうをしていただける意見を、意見といえますか、サポートをしていただけるような助言をしていただくことによって、東金市の大きな病院まで行かなくても済むような形をとりたいというような制度でございます。

研修につきましては、県のほうで今推進しておりますので、県の社会福祉部ですか、そちらのほうの支援によります講習会への参加ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 10ページの未登記処理なんですけれども、地籍調査によって未登記処理をするということなんですけれども、分筆でしょうか、地目変更でしょうか。地籍調査自体が、ちょっと私、すみませんけれども、平成24、5年から始まったと思うんですけれども、年間のくらい出てきて、今まで、平成26年までどのくらいあるか、この後も出てきますよね、当然ね。

〔「それは決算のときだよ」と呼ぶ者あり〕

○2番（鶴岡喜豊君） では、分筆か地目変更、何やったか、それだけお願いします。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長、お願いします。

○地域整備班長（白井 浩君） 今の未登記処理の関係なんですけれども、場所は追分、大字

長柄になりますかね、と思います。ミルフィーユゴルフクラブのほうに向かっていくほうの地先になります。あの地域は、多分議員もご存じかと思いますが、いわゆる公図混土地でございまして、公図と現況が全く合っていないということで、これまで民地を、お墓とかそういう共有地に入って行く道路としてずっと使っていたということで、その事案が判明したというか、これまで、その土地の所有者の方はずっと黙っていたということでわかりました。

そこは、その奥には今申し上げたようにお墓などがあるということで、今回地籍調査をやったことにより、道路の幅を地図の中に新たに落とすことができましたということなんです。ただ、今現在は、まだ私の土地のままでございます。このたび、いわゆる登記の形が、予定ですともうすぐ本登記ということになるかと思えます。そのときにあわせて、今回登記処理をきちんとやりたいということで、地目変更をもちろん行う内容となっております。発生主義で確認をして、それら状況等を総合的に判断をして、見つけたものから未登記処理をしていくというようなのが現況でございます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 白井班長、それじゃ、発生主義で見つけたところを地目変更、公図どおりに直していったということですか。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第6号、報告第1号～報告3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（月岡清孝君） 日程第11、議案第6号 平成26年度決算認定について、報告第1号 平成26年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも平成26年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 平成26年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算につき

認定を賜りたく、内容について説明を申し上げます。

平成26年度各会計につきましては、本年5月末日をもって出納を閉鎖いたしました。その決算関係書類は、去る8月3日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、会計管理者から提出されました。

よって、同条第2項の定めるところにより、8月24日、25日、26日の3日間にわたり、町監査委員に審査をお願いいたしました。

その結果、別冊のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づき、これを添付し、本議会の認定に付するものであります。

その概要を申し上げますと、まず一般会計の決算額では、歳入総額40億7,639万9,652円、歳出総額38億822万8,391円で、歳入歳出差引残額は2億6,817万1,261円であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額12億892万1,373円、歳出決算額10億8,568万513円で、歳入歳出差引残額は1億2,324万860円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額5,285万9,426円、歳出決算額5,271万5,240円で、歳入歳出差引残額は14万4,186円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額7億1,158万4,456円、歳出決算額6億5,151万1,754円で、歳入歳出差引残額は6,007万2,702円であります。

次に、浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額5,435万8,928円、歳出決算額5,425万3,536円で、歳入歳出差引残額は10万5,392円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額6,555万3,059円、歳出決算額6,499万182円で、歳入歳出差引残額は56万2,877円であります。

本町における各会計の決算額の総額は、歳入で61億6,967万6,894円、歳出で57億1,737万9,616円となります。歳入歳出差引残額は4億5,229万7,278円であります。

なお、各会計の歳計剰余金は、一般会計から財政調整基金に1億円を繰り入れますが、そのほかは全額平成27年度へ繰り越すものであります。

以上で、平成26年度各会計の決算についてご報告を申し上げますが、詳細につきましては、財政管財班長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、報告第1号 平成26年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性を判断する早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、この基準を超えるとき、地方公共団体は、健全化のための計画を策定し、行財政上の措置を講じなければならないことになっております。

この基準のうち、健全化判断比率については、4つの指標であらわされますが、本町はいずれも国の定める基準以下であります。その内容は、地方債の元利償還の減少や基金残額の増加などにより、平成25年度より改善したのになっております。

次に、資金不足比率でございますが、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の両会計の資金不足はございませんでした。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） それでは、議案第6号 平成26年度各会計決算につきまして補足説明申し上げます。

歳入につきましては収入済額を、歳出は支出済額を説明させていただきます。

それでは、お手元の決算書の6ページをお開き願いたいと存じます。

一般会計歳入決算でございます。

1 款町税の合計12億436万2,391円、1 項町民税4億3,352万5,999円、2 項固定資産税7億476万9,377円、3 項軽自動車税2,001万5,393円、4 項町たばこ税4,605万1,622円、5 項入湯税ゼロ円。

2 款地方譲与税の合計5,837万5,000円、1 項地方揮発油譲与税1,747万9,000円、2 項自動車重量譲与税4,089万6,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金149万8,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金661万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金464万3,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金9,108万9,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金4,291万7,647円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金1,158万1,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金131万1,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税9億9,447万1,000円。内訳につきましては、普通交付税8億8,031万5,000円、特別交付税1億1,415万3,000円、震災復興特別交付税3,000円でございます。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金194万1,000円。

12款分担金及び負担金の合計2,210万9,280円、1項負担金2,106万2,480円、2項分担金104万6,800円。

13款使用料及び手数料の計6,566万2,983円、1項使用料6,038万813円、2項手数料528万2,170円。

14款国庫支出金の計1億9,000万8,233円、1項国庫負担金1億1,720万9,088円、2項国庫補助金6,972万1,000円、3項委託金307万8,145円。

15款県支出金の計2億7,743万7,628円、1項県負担金8,204万6,439円、2項県補助金1億7,340万8,229円、3項委託金2,198万2,960円。

16款財産収入の計1,272万2,505円、1項財産運用収入1,184万8,040円、2項財産売却収入87万4,465円。

17款寄附金、1項寄附金134万3,434円。

18款繰入金の計2億193万6,288円、1項基金繰入金2億円、2項特別会計繰入金193万6,288円。

19款繰越金、1項繰越金2億6,172万6,709円。

20款諸収入の計3億2,355万3,554円、1項延滞金加算金及び過料205万9,015円、2項町預金利子13万143円、3項雑入3億2,136万4,396円。

21款町債、1項町債3億110万円。

以上、歳入合計、予算現額40億349万9,000円、調定額41億8,033万5,323円、収入済額40億7,639万9,652円、不納欠損額2,672万6,509円、収入未済額7,720万9,162円でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

一般会計歳出決算でございます。

1款議会費、1項議会費7,316万2,018円。

2款総務費計9億5,732万6,333円、1項総務管理費8億2,583万3,111円、2項徴税费8,260万445円、3項戸籍基本台帳費3,518万7,218円、4項選挙費1,164万1,510円、5項統計調査費155万4,489円、6項監査委員費50万9,560円。

3款民生費計7億8,712万2,863円、1項社会福祉費5億3,526万8,652円、2項児童福祉費

2億5,185万4,211円、3項災害救助費ゼロ円。

4款衛生費、1項保健衛生費3億4,696万7,686円。

5款農業水産業費計1億7,296万5,179円、1項農業費1億7,043万1,339円、2項林業費253万3,840円。

6款商工費、1項商工費1,489万9,722円。

7款土木費計3億7,562万3,964円、1項土木管理費2億1,506万5,480円、2項道路橋梁費1億4,926万2,657円、3項河川費ゼロ円、4項住宅費1,129万5,899円。

8款消防費、1項消防費1億4,733万2,760円。

9款教育費計2億7,981万7,814円、1項教育総務費4,828万8,111円、2項小学校費4,083万1,766円、3項中学校費4,161万2,484円、4項社会教育費4,282万3,496円、5項保健体育費1億626万1,957円。

10款災害復旧費計ゼロ円、1項、2項ともゼロ円でございます。

11款公債費、1項公債費3億3,916万978円。

12款諸支出金計3億1,384万9,074円、1項普通財政取得費ゼロ円、2項基金費3億1,384万9,074円。

13款1項予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額40億349万9,000円、支出済額38億822万8,391円でございます。翌年度繰越額につきましては1億4,351万4,000円で、その内訳は、2款1項で総務管理費において、地方創生先行型交付金事業で2,714万5,000円、2項徴税費において、番号制度対応に伴うシステム改修業務で251万7,000円、3款民生費におきまして、番号制度対応に伴うシステム改修業務といたしまして147万2,000円、6款商工費において、プレミアムつき商品券発行補助金といたしまして1,800万円、7款土木費、2項道路橋梁費においては、道路ストック総点検事業、町道3033号線道路改良事業、(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジの設置事業のトータルで9,438万円の繰り越しでございます。

不用額は5,175万6,609円、歳入歳出差引残高は2億6,817万1,261円で、うち1億円を財政調整基金へ繰り入れしまして、残額の1億6,817万1,261円を平成27年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、平成26年度の国民健康保険特別会計歳入決算でございます。14ページをお開き願いたいと思います。収入済額からでございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税2億6,750万6,390円。



2 款一部負担金、1 項一部負担金ゼロ円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料 6 万 3,400 円。

4 款国庫支出金 2 億 6,172 万 9,037 円、1 項国庫負担金 2 億 707 万 2,037 円、2 項国庫補助金 5,465 万 7,000 円。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金 5,798 万 6,554 円。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 2 億 4,114 万 4,992 円。

7 款県支出金 8,516 万 7,499 円、1 項県負担金 564 万 8,499 円、2 項県補助金 7,951 万 9,000 円。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 1 億 1,784 万 2,375 円。

9 款財産収入、1 項財産運用収入 7,110 円。

10 款繰入金 7,636 万 6,859 円、1 項他会計繰入金 7,636 万 6,859 円、2 項基金繰入金ゼロ円。

11 款繰越金、1 項繰越金 9,537 万 3,701 円。

12 款諸収入 573 万 3,456 円、1 項延滞金加算金及び過料 250 万 4,633 円、2 項預金利子 1,000 円、3 項雑入 322 万 7,823 円。

歳入合計では、予算現額 11 億 1,571 万円、調定額 12 億 6,224 万 756 円、収入済額 12 億 892 万 1,373 円、不納欠損額 423 万 4,650 円、収入未済額 4,908 万 4,733 円でございます。

続きまして、15 ページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款総務費 2,232 万 7,204 円、1 項総務管理費 2,017 万 7,306 円、2 項徴税费 196 万 798 円、3 項運営協議会費 18 万 9,100 円。

2 款保険給付費 7 億 3,594 万 4,117 円、1 項療養諸費 6 億 4,626 万 1,898 円、2 項高額療養費 8,681 万 3,229 円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費 211 万 8,990 円、5 項葬祭諸費 75 万円。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金 1 億 3,446 万 3,579 円。

4 款前期高齢者納付金、1 項前期高齢者納付金 10 万 5,166 円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金 5,021 円。

6 款介護納付費、1 項介護納付費 6,640 万 8,352 円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 9,673 万 6,192 円。

8 款保健事業費 1,695 万 381 円、1 項特定健康診査事業費 1,388 万 8,794 円、2 項保健事業費 306 万 1,587 円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金 411 万 3,110 円。

10 款諸支出金 862 万 7,391 円、1 項償還金及び還付加算金 862 万 7,391 円、2 項延滞金ゼロ円。

11款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額11億1,571万円、支出済額10億8,568万513円、翌年度繰越額は番号制度対応に伴うシステム改修業務といたしまして30万3,000円、不用額2,972万6,487円でございます。歳入歳出差引残高は1億2,324万860円で、全額を平成27年度へ繰り越いたします。

続きまして、20ページをお開き願いたいと存じます。

農業集落排水事業特別会計歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金ゼロ円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,151万1,535円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金4,120万円。

4 款繰越金、1 項繰越金14万6,891円。

5 款諸収入、1 項預金利子1,000円、2 項雑入ゼロ円、3 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

歳入合計では、予算現額5,341万1,000円、調定額5,355万342円、収入済額5,285万9,426円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額69万916円でございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款事業費、1 項管理費1,651万5,860円。

2 款公債費、1 項公債費3,619万9,380円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計で、予算現額5,341万1,000円、支出済額5,271万5,240円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額69万5,760円、歳入歳出差引残高は14万4,186円で、全額を平成27年度へ繰り越いたします。

続きまして、26ページをお願いいたします。

介護保険特別会計歳入決算でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料1億2,657万750円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料5,800円。

3 款国庫支出金1億5,283万1,315円、1 項国庫負担金1億1,525万円、2 項国庫補助金3,758万1,315円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金1億7,872万6,001円。

5 款県支出金9,476万9,657円、1 項県負担金9,347万5,000円、2 項財政安定化基金支出金

ゼロ円、3項県補助金129万4,657円。

6款財産収入、1項財産運用収入620円。

7款繰入金1億872万8,657円、1項一般会計繰入金1億872万8,657円、2項基金繰入金ゼロ円。

8款繰越金、1項繰越金4,981万3,846円。

9款諸収入13万7,810円、1項延滞金加算金及び過料2万7,700円、2項預金利子1,000円、3項貸付金元利収入ゼロ円、4項雑入10万9,110円。

10款町債ゼロ円。

歳入合計では、予算現額6億7,885万1,000円、調定額7億1,715万1,006円、収入済額7億1,158万4,456円、不納欠損額172万8,600円、収入未済額383万7,950円でございます。

続きまして、27ページをご覧ください。

歳出決算でございます。

1款総務費、1項総務管理費2,865万6,447円。

2款保険給付費6億746万6,718円、1項介護サービス諸費5億9,298万1,565円、2項高額サービス費1,448万5,153円。

3款地域支援事業費462万1,536円、1項介護予防事業費320万4,053円、2項包括的支援事業任意事業費141万7,483円。

4款基金積立金620円。

5款諸支出金1,076万6,433円、1項償還金及び還付加算金883万145円、2項繰出金193万6,288円。

6款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額6億7,885万1,000円、支出済額6億5,151万1,754円、翌年度繰越額23万8,000円につきましては、番号制度対応に伴うシステム改修業務のものでございます。不用額は2,710万1,246円となっております。

歳入歳出差引残高は6,007万2,702円で、全額平成27年度へ繰り越しいたします。

続きまして、32ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計の歳入決算でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金120万円。

2款使用料及び手数料、1項使用料1,783万1,835円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金400万6,000円。

4 款県支出金、1 項県補助金108万9,000円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,430万円。

6 款繰越金、1 項繰越金9万9,310円。

7 款諸収入23万2,783円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入23万1,783円、3 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

8 款町債、1 項町債560万円。

歳入合計では、予算現額5,662万6,000円、調定額5,440万7,210円、収入済額5,235万8,928円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額4万8,282円でございます。

続きまして、33ページでございます。

歳出でございます。

1 款事業費4,017万8,681円、1 項管理費2,732万299円、2 項工事費1,285万8,382円。

公債費、1 項公債費1,407万4,855円。

3 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額5,662万6,000円、支出済額5,425万3,536円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額237万2,465円となっております。

歳入歳出差引残高は10万5,392円で、全額を平成27年度へ繰り越しいたします。

続きまして、38ページをお開き願いたいと思います。

後期高齢者医療特別会計歳入決算でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料4,273万5,700円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,150円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,155万3,784円。

4 款繰越金、1 項繰越金84万2,125円。

5 款諸収入41万9,300円、1 項延滞金加算金及び過料1,200円、2 項償還金及び還付加算金41万7,100円、3 項預金利子1,000円、4 項雑入ゼロ円。

歳入合計では、予算現額6,579万2,000円、調定額6,566万2,859円、収入済額6,565万3,059円、不納欠損額3,200円、収入未済額10万6,600円でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款総務費125万1,698円、1 項総務管理費85万3,070円、2 項徴収費39万8,628円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金6,332万1,384円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金41万7,100円、2 項繰出金ゼロ円。

4 款予備費ゼロ円でございます。

歳出合計では、予算現額6,579万2,000円、支出済額6,499万182円、翌年度繰越額4万4,000円は番号制度対応に伴うシステム改修業務として繰り越しいたしました。不用額75万7,818円となっております。歳入歳出差引残高は56万2,877円で、全額を平成27年度へ繰り越しいたします。

以上で、各特別会計の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） ここで、監査委員から監査報告があります。

監査委員、風戸不二夫君をお願いいたします。

○監査委員（風戸不二夫君） 監査委員の風戸でございます。

それでは、平成26年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条の規定により、平成26年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を8月24日、25日、26日の3日間にわたり、山根委員と監査を実施いたしました。

審査は、平成26年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書並びに関係帳簿書類をもって実施いたしました。

次に、審査の主眼ですが、一般会計及び特別会計の決算に当たりましては、まず計数が正確であるか、予算は、議決の本旨にのっとり有効性、経済性、また効率性の観点から適正に執行されているか、行政事務は、関係諸法令にのっとり執行されているか、これらの諸点に留意し、あわせて関係諸帳簿、証書類を照合精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により、出納証書類と照合の結果、決算は、計数的に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出全般についての予算執行も、適正に処理され、その執行実績についても、目的に沿い、住民福祉の向上が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利及び基金について、おのおの調書の計数と財産台帳、備品台帳、預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確

であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、財政面での厳しい状況を踏まえ、事務事業を実施するに当たっては、さらなる計画的な財政運営が図られるよう、また、歳計現金及び基金については、安全かつ有利に管理されているが、引き続き管理には万全を期すよう努められたいとの審査意見といたしました。

決算規模を前年度と比較すると、歳入歳出とも決算額は増となっております。昨今の経済状況を鑑みると、地方財政の維持向上は困難をきわめるとは思いますが、町税の収納率については、税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、積極的な滞納整理等により、さらなる収納率向上に努められるよう意見し、また、財産運用に関しては、無駄のない支出、効果的な施策及び費用対効果の向上に努められるよう意見いたしました。

毎年、ローリング方式により実施している実施計画の見直しも近いことから、これらを機会に、行財政運営の指針をいま一度見直していただければ、より一層健全な財政状況になると思います。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます決算意見書をごらんになっていただきたいと存じます。

次に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と特別会計を合わせた連結実質赤字比率は、各会計の実質収支に赤字が生じていないため、前年度と同様に該当がございません。

実質公債費比率につきましては、一部事務組合の地方債の償還に充てた負担金である準元利金償還の減少に伴い、前年度に比べ1.1%減の7.5%となりました。

また、将来負担比率につきましては、基金の積み立てにより将来負担額への充当可能基金が増加したことから14.4%減の23.2%となり、いずれの数値も前年度より向上すると同時に、早期健全化基準よりも低い数値となっていることから、本町においては健全な財政運営がなされていると認められました。

今後も引き続き健全な財政運営をお願いし、決算監査報告といたします。

○議長（月岡清孝君） 監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

議案第6号 平成26年度決算認定について、総括質疑をお受けします。

なお、総括質疑でございますので、款項の項目についての質問とし、詳細にわたりましては、この後お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査をいたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、歳入歳出差引残高なんですけど、2億6,817万1,261円であり、歳入決算額は40億7,639万9,652円に対して、6.57%の執行残となっておりますけれども、一般的にこの数値の適正値は3から5%ということに言われていますが、オーバーしていると思います。それで、執行部を高めるためにというんじゃないんですけども、この辺は検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 今、本吉議員が言われましたのは、実質収支比率というようなものになろうかと思えます。前にも山根議員からご指摘を受けておまして、要はこの実質収支比率が望ましいのは3から5%と言われております。3から5%を超えたものにつきましては、予算の見積もりが甘いと言われるそしりを受けかねないというようなことになろうかと思えます。平成28年度の新年度予算を組むときに、説明会みたいなものをやりますけれども、そのときには監査委員のほうからもご指摘を受けましたし、今このような形でご指摘を受けたということを前提にして、職員にもう少し見積もりを厳しくして予算編成に当たるように努めるよう考えておりますので、28年度の決算でまたそのようなご指摘を受けないような形で頑張りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 本吉議員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

26年度の一般会計の歳入歳出の決算で、差引残額2億6,800万円という形になっております。今、社会は非常にリセッションの中で、地元の産業といいますか、企業は仕事がなく右往左往している時代で、公共事業が頼りという面も一部あると思うんですけども、この予算に対して、この2億6,800万円も残を出して、投資的な問題で多少問題がないかどうかですね。私もどのくらいが適当かわかりませんが、この2億6,000万円の予算残がもっと投資的な経費に回せるんじゃないかというふうに思いましたけれども、基金との問題もあると思うんですけども、この辺についてどのような考えでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 予算の差引残高が、2億6,800万円余りの残が出ているというところでございまして、そのうち1億円につきましては、財調に決算積立ということで積み立てしております。残りが1億6,800万円強で、これを平成27年度へ繰り越しということになっております。1億6,800万円のうち、今までは、当初予算で繰り越しを1億円見ておりました。そのような状況で、実際繰り越す金額につきましては、新年度で、例えば27年度で使える金額というのは補正予算とか何かで使う6,800万円ぐらいになってしまうというようなこととなります。

数字上の見かけの問題になろうかと思うんですけれども、新年度予算を組むことに1億円の繰越金額が果たして妥当かどうかというようなことも考えられまして、近隣の町村では5,000万円ぐらいでおさめているというような話、確認はしていないんですけれども、そういうような話も聞いておりますので、新年度につきましては5,000万円ほどにおさめればより数値的にはよくなるんだらうというふうに考えておる次第でございます。

2億6,800万円がそのまま全部余った金ではないということですね。1億円については基金、それからもう1億円については27年度の当初予算でもその分を歳入として見ておりますので、実質的には7,000万円弱というお金になろうかと思えます。予算の組み方の問題もあると思えますので、その辺よく検討して考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号はそれぞれの所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。



---

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（月岡清孝君） 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これもちまして、平成27年長柄町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時44分